

2013
(平成25年)

3

MARCH

年金機構業務

No.016

こうしん



○ 1.年金給付部(相談)事務等に関するお知らせ …… P.1



● 再裁定グループからのお知らせ(その8) …… P.2



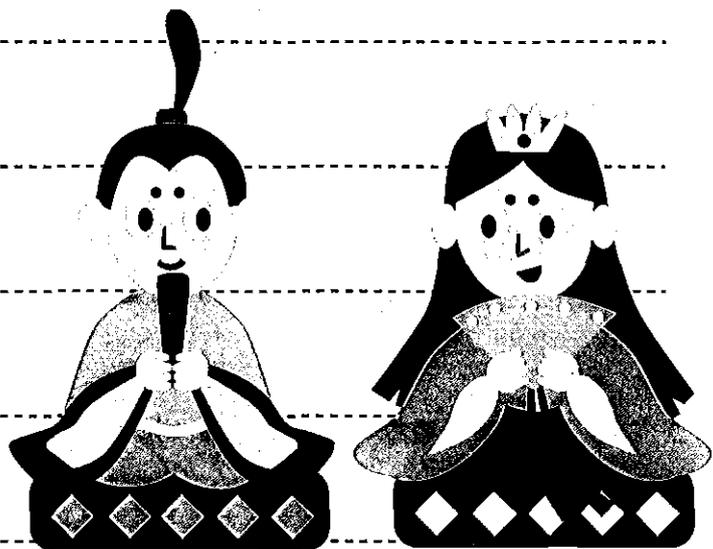
● 成年後見人等からの届出について …… P.19



○ 2.金融機関の新設・店舗名称変更等 …… P.66



○ 3.総務部からのお知らせ「掲示物(ポスター)の管理」… P.73



《もくじ》

| | |
|--|----|
| 1. 年金給付（相談）事務等に関するお知らせ | 1 |
| 特集《全国一括部門からのお知らせ》 | |
| ● 再裁定グループからのお知らせ（その8） 再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A | 2 |
| ● 成年後見人等からの届出について 通知書等送付先・支払機関・口座名義の変更 | 19 |
| ○【指示・依頼】委任状の取扱いの周知徹底 | 39 |
| ○【情報提供】平成25年2月定期支払にかかる年金振込通知書の レイアウト等 | 42 |
| ○【指示・依頼】特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ等 にかかる「年金に関するお知らせ」等の送付 | 49 |
| ★年金事務所の皆様へ「平成25年公的年金加入状況調査」 実施のお知らせ | 64 |
| 2. 金融機関の新設・店舗名称変更等について | 66 |
| ○【情報提供】金融機関の新設 (平成25年2月15日支払から開始) | 67 |
| ○【情報提供】金融機関の店舗名称変更 (平成25年2月15日支払分から変更) | 69 |
| ○【情報提供】金融機関の店舗名称変更 (平成25年3月15日支払分から変更) | 71 |
| 3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」 | 73 |
| ○ 掲示物管理台帳 (平成25年1月31日現在) | 74 |

1. 年金給付（相談）事務等に関するお知らせ

特集《全国一括部門からのお知らせ》

- 再裁定グループからのお知らせ（その8）《再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A》
- 成年後見人等からの届出について《通知書等送付先・支払機関・口座名義の変更》

○【指示・依頼】

委任状の取扱いの周知徹底（平成25年1月25日 年相指 2013-7）

年金相談等における委任状の作成（記載）上の不備事例をお示しし、そのような作成上の注意事項に対応していない不備な委任状での相談対応には応じられないことについて、その徹底を図るものです。

○【情報提供】

平成25年2月定期支払にかかる年金振込通知書のレイアウト等

（平成25年2月4日 給付情 2013-10）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興特別所得税）の施行に伴う年金振込通知書（ハガキ）のレイアウトについてお知らせしたものです。（復興特別所得税の源泉徴収期間：平成25年2月定期支払～平成49年12月定期支払）

○【指示・依頼】

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ等にかかる「年金に関するお知らせ」（老齢年金のお知らせ）等の送付（平成25年2月5日 給付指 2013-15）

平成12年の法律改正により昭和28年4月2日以降に生まれた男子の方から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が61歳以降に順次引き上げられることになったために、該当する方々が60歳に到達する前に「支給開始年齢についてのお知らせ」をお送りするスケジュールやお知らせ（ハガキ）のレイアウト等についてお示したものです。

★ 年金事務所の皆さまへのご案内《本部 事業企画部 事業統計グループ》

平成25年公的年金加入状況調査に関する事業概要等をお知らせするものです。

再裁定グループからのお知らせ（その8）

【支払部 再裁定グループ】

○再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A（第3回）

再裁定の進達事務の留意事項については、平成22年11月号以降順次掲載しているところです。今回は、「再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A（第3回）」を掲載いたしますので、これまでのQ&Aと併せて今後の業務の参考としてください。

◆これまでの「再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A」

年金機構業務つうしん 平成23年5月号 P.1～（第1回）

年金機構業務つうしん 平成24年1月号 P.84～（第2回）

再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q & A (第3回)

I 共通事項

- Q 1 再裁定後、お客様へ送付される書類と送付・到着時期について教えてください。《平成 23 年 5 月号・Q3 の修正版》
- Q 2 様式第 127 号又は様式第 128 号を進達するにあたり、受給者原簿を確認したところ、金融機関の支店コードが「000」になっていました。選択による全額停止のため、再裁定を行っても支払いはありませんが、支払機関変更届の処理は必要ですか。
- Q 3 受付進捗管理システムが導入されましたが、基金種別相違事案等の職権による再裁定は、お客様から提出された届書等がありません。
このような場合は、様式第 127 号又は様式第 128 号にバーコードシールを貼付し登録を行えばよいのでしょうか。

II 老齢給付に関する質問

- Q 4 3号特例による年金額改定があるときの進達方法を教えてください。《平成 23 年 5 月号・Q4 と Q5 の修正版》
- Q 5 昭和 17 年 4 月 2 日以降生まれの老齢基礎年金の受給権者で、障害基礎年金の受給権を有する者に、初めて厚生年金の期間が判明した場合の留意事項を教えてください。
- Q 6 厚生年金の期間追加を行い、未満了から満了になる場合又は満了年月日が遡及する場合の留意事項を教えてください。
- Q 7 厚生年金の期間追加の再裁定を行い、未満了から満了になりました。しかし、様式第 229 号を再裁定時に同時進達していなかったため、配状「00」のまま加給年金が加算されず処理が終了していました。再裁定終了後に様式第 229 号を受付して進達すれば、加給年金や振替加算を 5 年以上遡って支払うことはできますか。
- Q 8 単一共済の老齢基礎年金（受給者原簿の進達庁コードの 4 桁が「8」で始まり、右 3 桁が各共済組合コード）を繰上げ又は繰下げ受給していた者に、別制度の加入期間（国年・厚年・他の共済組合員期間）が判明しました。裁定替えの手順において、注意すべき点は何ですか。
- Q 9 退職改定が漏れていました。平成 10 年 2 月以前の退職の場合、退職改定届は必要ですか。
- Q 10 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生後に老齢基礎年金が発生している者に、国民年金記録を追加した場合の処理の方法を教えてください。

III 障害給付に関する質問

- Q11 事後重症で障害基礎年金（5350、6350）を受けていた者が、後から認定日請求をしました。処分変更が認められたため、再裁定が必要です。必要な進達書類を教えてください。
- Q12 障害基礎年金（5350、6350）について、審査請求によって受給権発生時の障害等級が変更になる場合、必要な進達書類を教えてください。

IV 遺族給付に関する質問

- Q13 遺族厚生年金（1450）の受給権発生当時に胎児であった子が出生したため、出生した子の遺族年金請求書（別紙）、妻の様式第 215 号及び年金証書を進達しましたが、年金証書のみ返戻されました。なぜ年金証書は返戻されたのですか。

V 時効援用に関する質問

- Q14 「時効相当期間」について教えてください。
- Q15 特別支給の老齢厚生年金が時効特例法施行日以前、老齢基礎年金・老齢厚生年金が施行日後に発生している者に、厚生年金記録の訂正の再裁定を行う場合は、様式第 127 号と様式第 128 号をそれぞれ進達する必要がありますか。
- Q16 特別支給の老齢厚生年金が時効特例法施行日以前、老齢基礎年金・老齢厚生年金が施行日後に発生しているため、様式第 128 号と様式第 127 号の 3 を進達しましたが、様式第 127 号の 3 が返戻されました。どうしてでしょうか。
- Q17 厚生年金の記録訂正が判明し、様式第 128 号を進達します。以下の場合について、「時効の取扱いにかかるチェックシート」はどの欄にチェックをすればよいでしょうか。
- (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生が時効特例法施行日以前、老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権発生が施行日後の場合
 - (2) 再裁定により年金額が減額となる場合
 - (3) 再裁定により年金額が増額となるが、選択停止等により支払いがない場合
 - (4) 繰上げした老齢基礎年金のみの受給者（時効特例法施行日以前発生）に、12 月未満の厚生年金期間が判明した場合で、老齢厚生年金が施行日後の発生となる場合
- Q18 平成 19 年 7 月 7 日以降に発生した年金について再裁定を行うため様式第 128 号を進達する場合、「時効の取扱いにかかるチェックシート」の添付が必須とされています。受給権発生から 5 年を経過していない（時効相当期間がない）場合でも、チェックシートを添付する必要はありますか。
- Q19 老齢厚生年金の受給資格要件を満たし、平成 19 年 7 月 6 日以前に 65 歳に達していて、平 19 年 7 月 7 日以降に老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行い年金を受給している者に、65 歳前の厚生年金期間の追加が判明しました。支給繰下げの老齢厚生年金は時効援用の対象となりますか。

I 共通事項

Q1 再裁定後、お客様へ送付される書類と送付・到着時期について教えてください。

《平成23年5月号・Q3の修正版》

A. 次の①～④の書類を送付します。

| 送付書類 | 送付・到着時期 |
|-------------------|--|
| ①年金証書 | 再裁定決定日の翌週木曜日発送 ただし、時効特例対象期間のある者（不支給含む）は決定日の翌々週火曜日発送 |
| ②年金決定通知書・支給額変更通知書 | 支払日頃に到着 |
| ③年金支払通知書 | 支払日頃に到着 |
| ④源泉徴収票 | 支払日頃に到着 |

1. ①の時効特例対象期間のある者とは、受給権発生日が平成19年7月6日以前で再整入事由コードが新法は01～03、旧法は01～06の者です。

時効特例対象期間のある者には、年金証書に「年金の再決定について（お知らせ）」（時効特例・遅延特別加算金のチラシ）を同封します。平成24年11月19日【給付指2012-236】「時効特例給付に該当する方に送付するお知らせの記載内容変更（指示・依頼）」を参照してください。

また、再裁定の事由を問わず、平成25年1月24日決定分から「年金額の再決定等について（お知らせ）」（再裁定のお詫びと税金等の説明についてのチラシ）を同封することになりました。平成25年1月11日【給付情2013-3】「再裁定を行った後に送付する年金証書に同封するお知らせ（情報提供）」を参照してください。

2. ③は、減額の再裁定を随時サイクルで行い、過払いを支払調整（全額調整以外）した場合は、そのサイクルでは送付せず、次の定期支払時に送付します。全額調整の場合は、調整終了後の初回支払時に送付します。ただし、税還付等により支払いがある場合は、随時サイクルでも送付します。

3. ④は、再裁定による無効分・訂正分を送付します。ただし、障害給付・遺族給付の場合は、送付しません。

4. 担保設定者には②、④のみを送付します。

5. 死亡者の再裁定後には、①～④は送付しません。この場合は「未支給決定通知書・未支給振込通知書（送金通知書）」又は「未支給年金保険給付の請求についてのお知らせ」（不該当通知書）を送付します。

6. 時効特例対象期間のある者で、時効前に死亡している者については、上記5.に記載した書類は送付しません。時効特例給付・遅延特別加算金の審査後に、時効特例・遅延特別加算金にかかる通知を送付します。

平成24年6月送付分から、年金受給者に送付する各種通知書が見直されました。見直し内容については、平成24年5月31日【品管情2012-55】「年金受給者へ送付する各種通知書の見直し（その3）（情報提供）」を参照してください。

Q 2 様式第 127 号又は様式第 128 号を進達するにあたり、受給者原簿を確認したところ、金融機関の支店コードが「000」になっていました。選択による全額停止のため、再裁定を行っても支払いはありませんが、支払機関変更届の処理は必要ですか。

A. 再裁定処理を進めるには、口座情報（支店コード、預金種別、口座番号等）が正しく登録されていることが必要です。支払機関変更届を処理のうえ、様式第 127 号又は様式第 128 号の進達をお願いします。

なお、死亡者については、支店コードが「000」であっても支払機関変更届の処理は不要です。死亡以外の理由で失権している場合は、支払機関変更届を様式第 127 号又は様式第 128 号に添付して進達してください。

参照：平成 24 年 12 月 21 日【給付指 2012-261】「全銀システム更改に合わせた年金振込事務の改善」に伴う年金相談対応時等の留意点（指示・依頼）」

Q 3 受付進捗管理システムが導入されましたが、基金種別相違事案等の職権による再裁定は、お客様から提出された届書等がありません。

このような場合は、様式第 127 号又は様式第 128 号にバーコードシールを貼付し登録を行えばよいのでしょうか。

A. 職権による再裁定の進達については、受付進捗管理システムへの登録は不要です。

業務処理要領【マニュアル】共通編「受付処理簿」に記載のとおり、「お客様から提出された届書、申請書、請求書」を登録対象としているためです。

なお、各種職権再裁定の要領において、「進捗管理簿」による管理が定められています。

II 老齢給付に関する質問

Q4 3号特例による年金額改定があるときの進達方法を教えてください。

【平成23年5月号・Q4とQ5の修正版】

A. 「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書（処理票）」（届書コード410）の原本を進達してください。

保管期限経過等により原本を進達できない場合は、様式第127号-2（「8.その他」欄に「3号特例の改定」と記入）に、WMの「(国年)050-02」画面のハードコピー（原本を進達できない理由を記入）を添付して進達してください。

なお、諸変更による改定処理（63-01）を行いますので、年金証書の回収は不要です。

ただし、1号納付期間又は免除期間が3号特例期間になる場合は、再裁定処理を行います。過払いが生じるので、返納方法申出書を添付してください。受給権発生時の状態（受給権発生年月日や年金額等）が変わる場合は、年金証書を回収してください。

（平成24年7月のシステム改善により、これまで再裁定対応していた平成7年4月～平成9年3月までの3号特例についても、支払グループで諸変更による改定処理ができるようになりました。）

Q5 昭和17年4月2日以降生まれの老齢基礎年金の受給権者で、障害基礎年金の受給権を有する者に、初めて厚生年金の期間が判明した場合の留意事項を教えてください。

A. 障害基礎年金（2650、5350、6350）又は旧国民年金法による障害年金（0620）の受給権を有する場合は、老齢厚生年金との併給が可能であるため、老齢厚生年金の繰下げの意思確認が必要です。お客様のご希望に応じて、次のように対応してください。

- ・老齢厚生年金を65歳から請求する場合
様式第127号又は様式第128号と様式第233号を同時進達。
- ・老齢厚生年金を繰下げ請求する場合
様式第127号又は様式第128号と様式第235号を同時進達。
- ・将来、老齢厚生年金を繰下げ請求予定の場合
様式第127号又は様式第128号の「◆その他」欄に、「老厚は繰下げ待機を希望」と記入して進達。

なお、選択関係が新たに生じる場合又は変更になる場合には、選択申出書（様式第201号又は様式第202号）も添付してください。

Q 6 厚生年金の期間追加を行い、未満了から満了になる場合又は満了年月日が遡及する場合の留意事項を教えてください。

A. 満了時点での加給年金額対象者の有無を確認してください。受給者原簿の配状が新規裁定時から「00」で登録されている場合についても、確認をお願いします。

加給年金額対象者がいる場合は、様式第 127 号又は様式第 128 号の進達と同時に様式第 229 号（生計維持を確認できる書類の添付が必要）を進達してください。時効特例給付に該当する場合は、様式第 127 号の 3 を併せて進達してください。

また、配偶者に振替加算を加算できる場合は、配偶者の様式第 127 号-2（「4. 配偶者状態表示の整備に係る処理依頼」欄に○をし、「振替加算の開始依頼」と記入）を同時に進達してください。振替加算が時効特例給付に該当する場合は様式第 127 号の 3 も併せて進達してください。なお、満了時に既に配偶者が 65 歳以上の場合は、様式第 127 号-2 ではなく様式第 222 号（生計維持を確認できる書類の添付が必要）を進達してください。

Q 7 厚生年金の期間追加の再裁定を行い、未満了から満了になりました。しかし、様式第 229 号を再裁定時に同時進達していなかったため、配状「00」のまま加給年金が加算されず処理が終了していました。再裁定終了後に様式第 229 号を受付して進達すれば、加給年金や振替加算を 5 年以上遡って支払うことはできますか。

A. 再裁定終了後に様式第 229 号が進達された場合は、様式第 229 号の受付日で処理するため、5 年以上遡っての支払いはありません。

ただし、再裁定時に、受給権発生時における加給年金加算の申立てを受け、生計維持関係書類を確認しながらも様式第 229 号を進達しなかったような事務処理誤りに起因することが明らかであることを確認できた場合は、加給年金・振替加算の 5 年以上の遡及支払いの可否について、平成 22 年 12 月 24 日【給付指 2010-230】「年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法（指示・依頼）」及び平成 24 年 9 月 7 日【給付指 2012-198】「年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法（その 2）（指示・依頼）」に基づいて協議してください。

Q8 単一共済の老齢基礎年金（受給者原簿の進達庁コードの4桁が「8」で始まり、右3桁が各共済組合コード）を繰上げ又は繰下げ受給していた者に、別制度の加入期間（国年・厚年・他の共済組合員期間）が判明しました。裁定替えの手順において、注意すべき点は何ですか。

A. 裁定替え（1151の新規裁定及び1150の取消し）の手順は、社会保険業務センターつうしん平成20年7月号に掲載していますが、取消しする老齢基礎年金（1150）を繰上げ又は繰下げ受給していた場合は、手順が異なります。以下のとおり裁定替えを行ってください。

1. 1151の新規裁定時

「受付年月日」欄には取消しする老齢基礎年金（1150）の受付年月日を入力してください。

また、繰上げ又は繰下げ表示と支払保留「4」を必ず入力して裁定してください。

2. 1151の新規裁定後

(1)1151の受給権発生年月日が、今回記録が判明したことによる新規裁定の受付年月日から5年以上遡及する場合

受給者原簿に時効年月を表示するため、1151の受付年月日を訂正する処理が必要です。次の書類を再裁定グループへ同時進達してください。

- ① 1151の様式第127号-2（「申出受付（判明）年月日」欄に、1151の年金請求書の受付年月日を記入。また、「8.その他」欄に○をし、「単一→混在への裁定替え（受付年月日の訂正）」と記入。）
- ② 1151の年金請求書の写（受付年月日を確認できるもの。）
※時効援用対象者の場合は、「時効の取扱いにかかるチェックシート」の写も添付してください。
- ③ 1150の様式第127号-2（「1150の取消し」及び「1151支払保留「4」解除」を記入。）
- ④ 1151の様式第127号の3（時効特例給付がある場合。）

再裁定グループで受付年月日訂正の再裁定を行い、その後、業務渉外部渉外グループで1150の取消し、債権調査グループで1151の支払保留解除の処理を行います。

年金証書は、再裁定後に本部からお客様に送付しますので、新規裁定時にはお客様に送付しないでください。

(2)1151の受給権発生年月日が、今回記録が判明したことによる新規裁定の受付年月日から5年以内の場合

受付年月日の訂正処理は不要です。1151の新規裁定後、上記2.(1)③④の書類を業務渉外部渉外グループへ進達してください。

年金証書は上記1.が終了した後にお客様に送付してください。

Q9 退職改定が漏れていました。平成10年2月以前の退職の場合、退職改定届は必要ですか。

A. 平成10年2月28日以前に厚生年金被保険者資格を喪失した者については、退職改定届の届出が必要です。

以下の書類を進達してください。

旧法の場合 ・様式第127号-2（「8.その他」欄に「退職改定の届出遅延」と記入。）
・「厚生年金保険 支給停止事由消滅届・改定事由該当届 退職 ㊟」
※旧法の様式がない場合には、新法の様式第208号に「㊟」と記入して代用してください。

新法の場合 ・様式第127号（追加する期間を記入。）
・「老齢基礎・厚生年金受給権者厚生年金保険被保険者 資格喪失届 退職（様式第208号）」

※ 受給権者による届出の遅延であるため、差額の支払いは原則直近5年分の年金給付のみです。なお、新法において、特別支給の老齢厚生年金受給期間中に様式第208号の届出漏れがあり、届出漏れとなった記録を基に65歳以降の老齢厚生年金の裁定の訂正が行われた場合、65歳以降の老齢厚生年金の差額については、時効特例給付として支払います。平成24年9月7日【給付指2012-197】「平成24年3月5日審査官決定事案に関する事務処理（指示・依頼）」を参照してください。

（参考）旧法で届出が不要なケース

昭和61年4月の法律改正によって、厚生年金被保険者は65歳到達により資格を喪失することとされました。

昭和61年4月の時点で在職中の65歳以上の受給者（受給者原簿上、在職中であった者）については、事業主から「厚生年金保険被保険者資格喪失届」の提出を求め資格喪失処理を行い、管轄事務所から「施行日一括喪失該当者一覧表（受給者用）」を進達し、職権で改定処理を行いました。

この職権による退職改定（55-05）が漏れている場合は、受給者からの退職改定届は不要です。未払い期間について消滅時効を適用しないで支払う場合は、平成22年12月24日【給付指2010-230】「年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法（指示・依頼）」・平成24年9月7日【給付指2012-198】「年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法（その2）」（指示・依頼）」に基づいて協議してください。

Q10 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生後に老齢基礎年金が発生している者に、国民年金記録を追加した場合の処理の方法を教えてください。

A. 老齢基礎年金の受給権発生日により処理方法が異なります。下図を参照してください。

| 老齢基礎年金の受給権発生日 | 進達様式 | 年金額仮計算書 | 時効の取扱いにかかるチェックシート | 処理方法 | 処理後の年金証書の送付 |
|---------------|-----------------------------|--|-------------------|------------|-------------|
| 平成19年7月6日以前 | 様式第127号 および 様式第127号の3 | 必要 | — | 再裁定 | 有 |
| 平成19年7月7日以降 | 様式第128号 | 必要 ※要再裁定者リストがある場合は、仮計算書は不要(要再裁定者リストを添付) | 必要 | 諸変更 (注) | 無 (注) |

(注) 追加する国民年金記録が合算対象期間と重複する場合や、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日が遡及する場合は、諸変更処理ではなく再裁定処理を行います。再裁定処理の後には年金証書を送付します。

※ 国民年金記録を追加する時点で老齢基礎年金が発生していない場合は、老齢基礎年金の請求時に、追加後の国民年金記録を基に決定されるため、様式第127号又は様式第128号の進達は不要です。ただし、追加する国民年金記録が合算対象期間と重複する場合や、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日が遡及する場合は、再裁定処理が必要です。様式第127号又は様式第128号を進達してください。

III 障害給付に関する質問

Q11 事後重症で障害基礎年金（5350、6350）を受けていた者が、後から認定日請求をしました。処分変更が認められたため、再裁定が必要です。必要な進達書類を教えてください。

A. 以下の①～⑥の書類を進達してください。

- ① 様式第 127 号-2（「8. その他」欄に「事後重症から認定日請求への変更」と記入し、「申出受付（判明）年月日」欄及び「◆年金証書について」欄も記入してください。）
- ② 年金請求書の写（年金請求書の受付年月日が時効の起算年月日となるため。）
- ③ 新たに診査した障害状態認定調書の写（初診日、障害認定日、障害等級、認定区分、診断書・傷病コード、有期固定年数を確認するため。）
- ④ 受給権発生時点で加算額の対象となる子がいる場合は、生計維持が確認できる書類の写（障害年金加算改善法に該当する場合は、様式 229 号-1 と生計維持関係が確認できる書類の原本が必要です。）
- ⑤ 諸変更関係の書類（処分変更により新たに受付又は作成が必要な場合があります。例：様式第 201 号、様式第 230 号、額改定報告書。）
- ⑥ 6350 の場合は、認定日以降の所得を確認する必要があります。該当年度の所得を確認のうえ、その旨を様式第 127 号-2 に明記してください。

※ 審査請求による処分変更の場合も①～⑥の書類の進達が必要です。ただし、②は「審査請求決定書の写」と読み替えてください。

Q12 障害基礎年金（5350、6350）について、審査請求によって受給権発生時の障害等級が変更になる場合、必要な進達書類を教えてください。

A. 以下の①～④の書類を進達してください。

- ① 様式第 127 号-2（「8. その他」欄に「受給権発生時の等級を○級→○級に変更」と記入し、「申出受付（判明）年月日」欄及び「◆年金証書について」欄も記入してください。）
- ② 審査請求決定書の写
- ③ 新たに診査した障害状態認定調書の写（初診日、障害認定日、障害等級、認定区分、診断書・傷病コード、有期固定年数を確認するため。）
- ④ 諸変更関係の書類（処分変更により新たに受付が必要な場合があります。例：様式第 201 号。）

IV 遺族給付に関する質問

Q13 遺族厚生年金(1450)の受給権発生当時に胎児であった子が出生したため、出生した子の遺族年金請求書(別紙)、妻の様式第215号及び年金証書を進達しましたが、年金証書のみ返戻されました。なぜ年金証書は返戻されたのですか。

A. 遺族厚生年金の受給権発生当時に胎児であった子が出生しても、妻の受給権発生時点の状態は変わらないため、年金証書の回収は不要です。胎児出生時点での額改定処理を行い、支給額変更通知書を送付します。

出生した子については、本部で裁定処理を行い、年金証書を送付します。

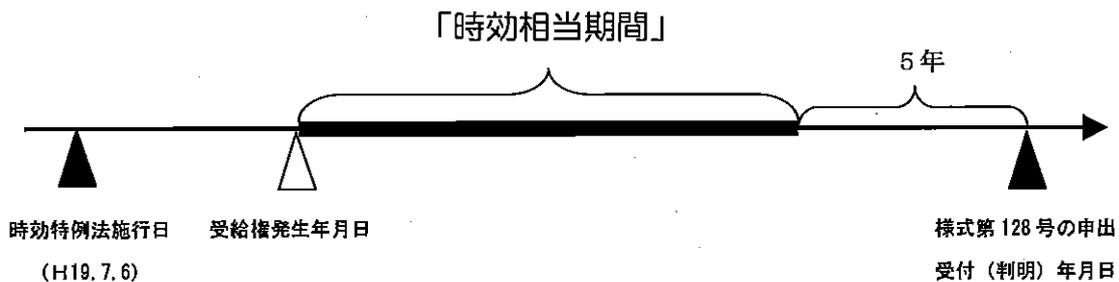
※ 遺族基礎年金(6450)の場合は、処理の方法が異なります。この場合は、新規裁定時は年金証書を送付せず、再裁定後に本部から年金証書を送付します。遺族基礎年金(6450)の胎児出生にかかる対応方法については、平成24年10月22日【シ運情2012-9】「【平成24年度版】社会保険オンラインシステムの業務処理に係るQ&A(情報提供)」の(4)年金給付関係業務の間16を参照してください。

V 時効援用に関する質問

Q14 「時効相当期間」について教えてください。

A. 平成19年7月6日に時効特例法が制定されたことに伴い、法施行日後（平成19年7月7日以降）に年金を受ける権利を取得する者については、会計法第31条の規定が適用されず、給付を受ける権利は5年を経過しても自動的に時効消滅しない（時効消滅させるためには、時効により利益を受けるものが個別に援用を要する）こととなりました。

このため、施行日以前に発生した年金の5年を経過した期間（時効消滅期間）と区別するため、施行日後に発生した年金の5年を経過した期間を、「時効相当期間」と呼びます。



※ 時効相当期間がある場合は、様式第128号の右下の【時効にかかる給付の有無】の「A. 有」に○をし、その下の【時効区分】の「1.」又は「2.」に○をしてください。

Q15 特別支給の老齢厚生年金が時効特例法施行日以前、老齢基礎年金・老齢厚生年金が施行日後に発生している者に、厚生年金記録の訂正の再裁定を行う場合は、様式第127号と様式第128号をそれぞれ進達する必要がありますか。

A. 様式第127号の進達は不要です。様式第128号及び「時効の取扱いにかかるチェックシート」を作成し進達してください。なお、特別支給の老齢厚生年金は時効特例給付に該当するため、様式第128号に様式第127号の3を添付して進達してください。
 様式第128号の記載方法は、下記の見本を参照してください。

様式第128号の見本

【時効にかかる給付の有無】の欄は、時効特例法施行日後に発生した年金について、時効相当期間がある場合は「A.有」に、ない場合は「B.無」に○をしてください。「A.有」に○をした場合は、【時効区分】の該当する番号に○をしてください。

| | |
|---|---|
| 年 月～年 月 (納付・免除・未納) → | |
| 6. 受給権者の生年月日又は性別(種別)の訂正 (訂正後の生年月日) 明・大・昭・平 年 月 | |
| 7. 受給権発生年月日の訂正 (訂正前) 年 月 日 → (訂正後) 年 月 | |
| <p>【添付書類】 ※該当する記号を○で囲んでください。</p> <p>ア. 届出書・申立書・時効に係る申立書 等</p> <p>イ. 決定請求書の写し</p> <p>ウ. 必納方針申出書</p> <p>エ. 戸籍の謄(抄)本・住民票</p> <p>オ. その他</p> | <p>【その他】 ※詳細な報告内容を記してください。</p> <p>【時効にかかる給付の有無】 ※該当する方を○で囲んでください。</p> <p style="text-align: center;">A. 有 B. 無</p> <p>※有の場合は、下の時効区分を記入してください。</p> <p>【時効区分】 ※該当する番号を○で囲んでください。</p> |
| <p>● 時効の取扱いに係るチェックシート 添付</p> | |
| <p>担当官氏名</p> | <p>1. 時効にかかる給付のみ支払</p> <p>2. 時効にかかる給付及び遅延加算金の支払</p> |

時効を援用しないで、遅延加算金も含めて支払う場合は「2.」に○をしてください。
 時効を援用して、5年分のみ支払う場合は「1.」に○をしてください。

Q16 特別支給の老齢厚生年金が時効特例法施行日以前、老齢基礎年金・老齢厚生年金が施行日後に発生しているのに、様式第128号と様式第127号の3を進達しましたが、様式第127号の3が返戻されました。どうしてでしょうか。

- A. 時効特例法施行日以前に受給権が発生した年金が時効特例給付に該当しない場合は、様式第127号の3の進達は不要です。事例としては、次のようなものがあります。
- ・ 特別支給の老齢厚生年金が時効特例法施行日以前発生、老齢基礎年金・老齢厚生年金が施行日後発生を受給者に、国民年金や共済年金の記録が判明し、老齢基礎年金のみが変更になる場合。
 - ・ 繰上げした老齢基礎年金が時効特例法施行日以前に発生している者に、12月未満の厚生年金期間が判明し、施行日後に老齢厚生年金が発生する場合。(判明した厚生年金期間が基礎対象期間の場合は、繰上げした老齢基礎年金が時効特例給付に該当するため、様式第127号の3の進達が必要です。)

※ 不要な様式第127号の3の進達が見受けられますので、内容を確認したうえで進達をお願いします。

Q17 厚生年金の記録訂正が判明し、様式第128号を進達します。以下の場合について、「時効の取扱いにかかるチェックシート」はどの欄にチェックをすればよいでしょうか。

- (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生が時効特例法施行日以前、老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権発生が施行日後の場合
- (2) 再裁定により年金額が減額となる場合
- (3) 再裁定により年金額が増額となるが、選択停止等により支払いがない場合
- (4) 繰上げした老齢基礎年金のみの受給者（時効特例法施行日以前発生）に、12月未滿の厚生年金期間が判明した場合で、老齢厚生年金が施行日後の発生となる場合

A. 「時効の取扱いにかかるチェックシート」におけるチェック箇所は以下のとおりです。

(1) の場合

①老齢基礎年金・老齢厚生年金について時効相当期間がない場合は、1段目の処理区分「注」に該当します。

⇒ 次頁見本の①にチェックしてください。

※特別支給の老齢厚生年金は時効特例給付に該当するため、様式第127号の3を同時進達してください。

②老齢基礎年金・老齢厚生年金について時効相当期間がある場合は、5段目の処理区分「2-2」に該当します。

⇒ 次頁見本の⑤にチェックしてください。

(2) の場合

①時効相当期間がない場合は、1段目の処理区分「注」に該当します。

⇒ 次頁見本の①にチェックしてください。

②時効相当期間がある場合は、3段目の処理区分「1」に該当します。

⇒ 次頁見本の③にチェックしてください。

※理由欄に、「減額事案のため」と記入してください。

(3) の場合

①時効相当期間がない場合は、1段目の処理区分「注」に該当します。

⇒ 次頁見本の①にチェックしてください。

②時効相当期間がある場合は、4段目の処理区分「2-1」又は5段目の処理区分「2-2」に該当します。

⇒ 次頁見本の④又は⑤にチェックしてください。

※選択停止等により5年以上遡って支払う年金給付がない場合も「時効区分2」で処理を行います。

(4) の場合

①老齢厚生年金の受給権発生から5年以上経過していない場合は、1段目の処理区分「注」に該当します。

⇒ 下記見本の①にチェックしてください。

※判明した厚生年金期間が基礎対象期間の場合は、繰上げした老齢基礎年金が時効特例給付に該当するため、様式第127号の3を同時進達してください。

②老齢厚生年金の受給権発生から5年以上経過していて、判明した厚生年金期間が基礎対象期間ではない場合は4段目の処理区分「2-1」に該当します。

⇒ 下記見本の④にチェックしてください。

③老齢厚生年金の受給権発生から5年以上経過していて、判明した厚生年金期間が基礎対象期間である場合は、5段目の処理区分「2-2」に該当します。

⇒ 下記見本の⑤にチェックしてください。

平成19年7月7日以降に発生した年金がある場合は、必ずこの「チェックシート」を作成し、原本を進達してください。

見本

時効の取扱いにかかるチェックシート

氏名 _____

生年月日 年・月・日 _____

基礎年金番号・年金コード _____

受給権発生年月日 _____

平成19年7月7日以降に発生した年金の受給権発生年月日を記入してください。

上長の決裁が必要です。

| チェック項目 | 理由 | 理由毎処理 | 処理区分 | 様式 |
|--------|---|---|------|---|
| ① | 改定処理年月日が5年以上さかのぼらない(再設定の場合のみ) | 時効にかかる年金給付なし | 注 | 様式128号 |
| ② | 年金の請求(精算等の届出)もれ | 5年以上さかのぼる年金給付は支払わない | 1 | 様式128号 |
| ③ | 上記以外の理由でお客様のご都合による(理由: _____) | | | |
| ④ | 年金記録の追加又は訂正により新規設定(年金額の変更)が5年以上さかのぼった(平成19年7月7日以降に発生した年金のみを指す) | 5年以上さかのぼる年金給付及び遡算加算金を支払う | 2-1 | 様式128号 |
| ⑤ | 年金記録の追加又は訂正により新規設定(年金額の変更)が5年以上さかのぼった(平成19年7月6日以前に発生した年金と平成19年7月7日以降に発生した年金が重複している) | 5年以上さかのぼる年金給付及び時効特例給付を支払い、それぞれ遡算加算金も支払う | 2-2 | 様式128号 様式127号-3 |
| ⑥ | 事務処理誤り等行政の瑕疵があり、新規設定(年金額の変更)が5年以上さかのぼった(平成19年7月6日以前に発生した年金にも適用が必要であること)、年金の保険給付の全額が支給停止されることにより時効が進行しないため、新規設定が5年以上さかのぼった | 5年以上さかのぼる年金給付を支払うが、遡算加算金はなし | 3 | 様式127号-3 給付簿1010-2302にか かる書留郵便を添付 |

| | | |
|---------|---|--|
| 処理区分1 | ⇒ | 裁定入力又は精算更入力を行う際に、【時効区分1】を入力する。 |
| 処理区分2-1 | ⇒ | 裁定入力又は精算更入力を行う際に、【時効区分2】を入力する。 |
| 処理区分2-2 | ⇒ | 裁定入力又は精算更入力を行う際に、【時効区分2】を入力する。 また、別途時効特例給付の支払処理を行う。 |
| 処理区分3 | ⇒ | 裁定入力又は精算更入力を行う際に、【時効区分3】を入力する。 |
| 注 | ⇒ | 裁定入力又は精算更入力を行う際に、【時効区分】は入力しない。 |

平成〇年〇月〇日
〇〇年金事務所
属先 _____
担当: 〇〇 〇〇

Q18 平成19年7月7日以降に発生した年金について再裁定を行うため様式第128号を進達する場合、「時効の取扱いにかかるチェックシート」の添付が必須とされています。受給権発生から5年を経過していない（時効相当期間がない）場合でも、チェックシートを添付する必要はありますか。

A. 様式第128号の進達にあたっては、受給権発生から5年を経過していない場合であっても「時効の取扱いにかかるチェックシート」を添付してください。なお、その場合、チェック欄については1段目の処理区分「注」に該当しますので、前頁見本の①にチェックしてください。

Q19 老齢厚生年金の受給資格要件を満たし、平成19年7月6日以前に65歳に達して、平成19年7月7日以降に老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行い年金を受給している者に、65歳前の厚生年金期間の追加が判明しました。支給繰下げの老齢厚生年金は時効援用の対象となりますか。

A. 時効援用の対象とはなりません。時効援用の対象となるか否かの判断は、年金の支分権の発生時期ではなく、あくまでも基本権の発生時期により行います。老齢厚生年金の繰下げ請求の場合、老齢厚生年金の基本権発生年月日は、繰下げの請求時ではなく65歳到達時です。
(※繰上げ請求の場合は、繰上げ請求と同時に基本権と支分権が発生します。)

成年後見人等からの届出について

(通知書等送付先・支払機関・口座名義の変更)

【業務管理部 業務調整グループ】

成年後見人等から通知書等送付先・支払機関・口座名義の変更の届出があった際の留意事項について掲載いたしますので、相談業務及び事務処理の参考にしてください。

1. 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、精神上的の障害により判断能力が十分でない方が、法律行為において不利益を被ることがないように、その判断能力を補う制度です。この制度は、法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見・保佐・補助の3つに分類されます。

(1) 法定後見制度

家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

家庭裁判所は、本人や親族等からの申し立てを受けて成年後見人等を選任しますが、この申し立ては、本人の判断能力が衰えた後に行われます。

| | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|--------------------|---|---|------------|
| 対象となる人(本人) | 判断能力が欠けているのが通常の状態の人 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 選任される人 | 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 |
| 申し立てができる人 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など ・市町村長（本人に身寄りがない場合） | | |
| 選任された人に与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申し立ての範囲内で、家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為（本人の同意が必要） | |

【参考条文】

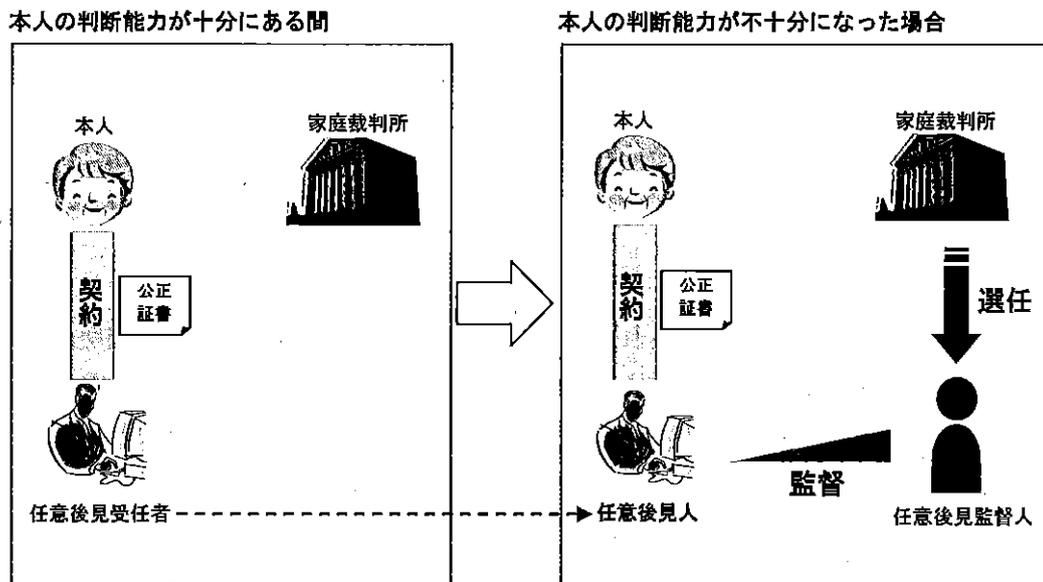
『民法』 7条～18条、859条1項、876条の4、876条の9

(2) 任意後見制度

本人が将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ契約によって、自らが選んだ代理人に財産管理や身上監護を依頼しておく制度です。この契約（任意後見契約）は、公証人が作成する公正証書によって行われ、本人（委任者）から依頼を受けた代理人は、任意後見受任者となります。

契約締結後、本人の判断能力が不十分な状態になった場合、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、または任意後見受任者からの請求により、任意後見監督人を選任します。これにより、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の監督のもと、任意後見契約で定められた事務を本人に代わって行うことができます。

【図】



〔参考条文〕

『任意後見契約に関する法律』 2条～4条

2. 受給権者（本人）に代わって年金給付関係の届出ができる人

受給権者の財産を管理するため、機構に対し、本人に代わって年金給付関係の届出ができる人は、以下のとおりです。

(1) 成年後見人

成年後見人は、財産に関するすべての法律行為を代理で行うことが可能であるため、本人に代わって届出ができます。

なお、成年後見人が複数人選任され、事務を分掌している場合は、「財産管理」に関する代理権が付与されている成年後見人が、本人に代わって届出ができます。

(2) 保佐人・補助人

家庭裁判所の審判により、「財産管理」に関する代理権が付与された保佐人・補助人は、本人に代わって届出ができます。

(3) 任意後見人

任意後見受任者は代理権を持たないため、本人に代わって届出をすることはできません。

本人の判断能力が不十分な状態になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した場合、あらかじめ「財産管理」に関する代理権を付与する旨、本人との間で任意後見契約を締結していた任意後見人は、本人に代わって届出ができます（【図】参照）。

(4) 未成年後見人

未成年後見人とは、未成年者に対して親権を行う人がないとき、または親権を行う人が管理権を有しないときに、未成年者の法定代理人となる人です。未成年者に対して最後に親権を行う人が遺言で未成年後見人を指定する場合と、家庭裁判所が審判によって未成年後見人を選任する場合があります。

また従来、未成年後見人は一人でなければならないとされていましたが、平成24年4月1日より、複数人選任することが可能になりました。

未成年後見人は、成年後見人同様、財産に関するすべての法律行為を代理で行うことが可能であるため、本人に代わって届出ができます。未成年後見人が複数人選任され、事務を分掌している場合は、「財産管理」に関する代理権が付与されている未成年後見人のみ本人に代わって届出ができます。

(5) 不在者財産管理人

不在者財産管理人とは、従来の住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない人（不在者）の財産を管理する人のことです。不在者自身や、不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、家庭裁判所は利害関係人または検察官の申し立てを受けて、不在者財産管理人を選任することができます。

不在者財産管理人は、不在者の財産を管理・保存する権限を付与されていますので、本人に代わって届出ができます。

上記（1）～（5）については総称して、以下「後見人等」といいます。

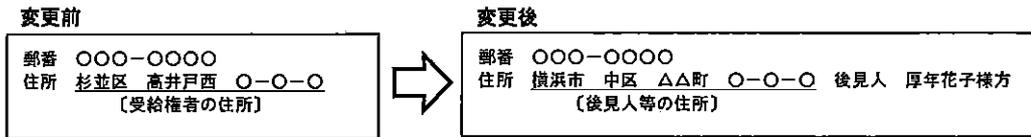
なお、後見人等に対して、「財産管理」に関する代理権が付与されているか否かについては、登記事項証明書や審判書の謄本で確認することができます。詳細は、「4. 添付書類」で後述します。

3. 事務処理内容

後見人等から「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書」(以下、「変更申出書」という)の提出があった場合の事務処理内容は、以下のとおりです。

(1) 通知書等送付先(住所)変更

機構から受給権者へ送付する通知書等の送付先を後見人等住所へ変更することができます。変更処理をすることにより、受給権者原簿では以下のように表示されます。



なお、平成23年7月から実施している「住民基本台帳ネットワーク(以下、「住基ネット」という)を活用した住所変更届の省略」により、住民票コードが収録されている受給権者の原簿は、住基ネットからの異動情報により自動的に住所が更新されます。

通知書等送付先(住所)を後見人等住所へ変更した場合、その後は住基ネットによる住所の自動更新を停止する必要がありますので、後見人等から「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」(以下、「届書895号」という)を提出していただくようお願いいたします。

届書895号の処理内容は下記のとおりで、入力処理は事務センターで行うことから、機構本部(※)への進達は不要です。

(※) 機構本部 = 業務管理部業務調整グループ(以下、すべて同じ)

【届書895号の処理内容】

項番⑦: 停止(解除)項目 = 「1」(住所の更新停止を申出)
項番⑧: 停止(解除)理由 = 「3」(成年後見人等の法定代理人の審判を受けているため)

(※) 住基情報照会回答票(共通020-6-40)の「更新抑止」が、「1-7(未送達者)」または「1-8(住所不一致者)」の状態であっても、改めて上記処理内容で入力する必要があります。

(※) 住民票コードが収録されていない受給権者の場合、入力処理は不要です。

また、変更申出書に記入していただく「受給権者の現在の住民票住所」は、受給権者にかかる下記市区町村を把握するために、機構本部で別途データ管理しています。

- 介護保険料等を年金から特別徴収している市区町村
- 公的年金等支払報告書の送付先市区町村

そのため、通知書等送付先に変更がなくても、受給権者の住民票住所が変更となる場合は、変更申出書の提出が必要になります。

[変更申出書受付後の進達について]

| | 変更内容 | 変更申出書の進達 | 届書895号の入力 |
|---|--------------------------------------|---|----------------------------------|
| ① | 通知書等送付先を後見人等住所へ変更 | 機構本部へ進達 | 必要（更新停止） |
| ② | ①の変更が行われた後、さらに通知書等送付先（後見人等住所）を変更 | 機構本部へ進達 | 原則不要 （①の変更時に、更新停止されていない場合は必要） |
| ③ | 通知書等送付先を後見人等住所から受給権者住所へ変更 | 年金事務所・事務センターで入力後、変更申出書の写しを取り、その余白に『 <u>受給権者住所に変更済</u> 』と朱書きのうえ、機構本部へ進達 （別途データ管理している住所一覧から削除するため） | 必要（更新停止解除）【注】 |
| ④ | 通知書等送付先（後見人等住所）に変更はなく、受給権者の住民票住所のみ変更 | 機構本部へ進達 | 原則不要 （①の変更時に、更新停止されていない場合は必要） |

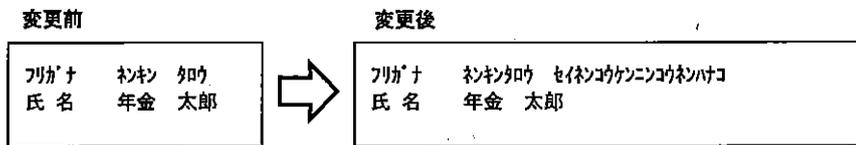
【注】更新停止解除の処理内容

項番⑦：停止（解除）項目＝「0」（更新停止の解除を申出）

項番⑧：停止（解除）理由＝「0」（住民基本台帳による住所の変更を希望するため）

(2) 支払機関・口座名義変更

年金受取口座を後見人等が管理する口座に変更することができます。変更処理をすることにより、受給権者原簿では以下のように表示されます。



後見人等が管理する口座の名義には、受給権者の氏名が含まれている必要があります。

(例) 受給権者 = 年金 太郎

成年後見人 = 厚年 花子 の場合

- (有効) : 「ネキン 知子」
 - (有効) : 「ネキン知子 セイネコウケンニコウネハコ」
 - (有効) : 「ヒセイネコウケンニネキン知子 セイネコウケンニコウネハコ」
 - × (無効) : 「コウネ ハコ」
 - × (無効) : 「セイネコウケンニコウネハコ」
- } 「ネキン 知子」が含まれていない

また、口座名義変更(ネキン 知子 → ネキン知子 セイネコウケンニコウネハコ)後は、受給権者原簿のカナ氏名表示が変更されるため、この状態で年金証書の再交付を行うと、口座名義(ネキン知子 セイネコウケンニコウネハコ)がそのまま年金証書に印字されます。口座名義変更後に年金証書の再交付依頼があった場合は、受給権者原簿のカナ氏名を一度、受給権者氏名(ネキン 知子)だけに戻してから再交付処理をする必要があります。

そのため、口座名義変更の場合は、受給権者または後見人等が年金証書(旧証番ではなく基礎年金番号と年金コードが印字されたもの)を所持しているか確認してください。

○ 年金証書を所持している場合

写しをとって、変更申出書とともに機構本部へ進達してください。

○ 年金証書を所持していない(紛失している)場合

年金証書を再発行し、写しをとって、変更申出書とともに機構本部へ進達してください。

なお、年金担保融資を利用中のため年金証書を所持していない場合は、その旨を記載した理由書を進達してください。

[口座名義変更処理後に年金証書再交付申請があった場合の対応]

ア 口座名義を受給権者氏名に変更 (年金事務所・事務センター)

ネキンタロウ セイノコウケンソウネハコ → ネキン タロウ

イ 年金証書を再交付 (年金事務所・事務センター)

ウ 下記書類を機構本部へ進達

○ 年金証書再交付申請書の写し

(余白に『口座名義を元に戻す処理の依頼』と朱書き)

○ 後見人等であることを証明する書類

(詳細は、「4. 添付書類」の(1)で後述)

エ 口座名義を元に戻す (機構本部)

ネキン タロウ → ネキンタロウ セイノコウケンソウネハコ

[複数の年金を受給している方の口座名義について]

1つの年金に対して口座名義の変更処理を行うと、他の年金についても連動して変更処理が行われます。そのため、複数の年金を受給している方が、口座名義の変更を行う場合は、以下について確認をお願いします。

○ 変更後の口座名義が同じであること

○ 変更前の受給権者原簿の漢字氏名が同じであること

(例1) 変更後の口座名義

| | 年金Aの口座名義 | 年金Bの口座名義 | 可否 |
|---|---------------------|---------------------|----------------------|
| ① | ネキン タロウ | ネキン タロウ | ○ (可) |
| ② | ネキンタロウ セイノコウケンソウネハコ | ネキンタロウ セイノコウケンソウネハコ | ○ (可) |
| ③ | ネキン タロウ | ネキンタロウ セイノコウケンソウネハコ | × (不可) 口座名義が異なるため |

(※) 支払機関は、年金A・B間で相違しても構いません。

(例2) 変更前の受給権者原簿の漢字氏名

| | 年金Aの漢字氏名 | 年金Bの漢字氏名 | 可否 |
|---|----------|----------|-----------------------------------|
| ① | 年金 太郎 | 年金 太郎 | ○ (可) |
| ② | 年金 太郎 | 年金 太朗 | × (不可) 漢字氏名が異なるため ('郎'と'朗') |

(※) 漢字氏名が異なる場合は、統一してから機構本部へ進達してください。

[変更申出書受付後の進達について]

| | 口座変更内容 | 変更申出書の進達 | 年金証書写しの添付 |
|---|---|-------------------------|-----------|
| ① | 支払機関のみ変更、口座名義は受給権者名（ネキンタロウ）のまま | 不要 (年金事務所・事務センターで入力) | — |
| ② | 口座名義を受給権者名から後見人等管理口座名へ変更 (ネキンタロウ → ネキンタロウ セイネコウケンニョウネハコ) | 機構本部へ進達 | 必要 |
| ③ | 後見人等管理口座の名義変更 (ネキンタロウ セイネコウケンニョウネハコ → ネキンタロウ セイネコウケンニョウイロウ) | 機構本部へ進達 | 必要 |
| ④ | 口座名義を後見人等管理口座名から受給権者名へ変更 (ネキンタロウ セイネコウケンニョウネハコ → ネキンタロウ) | 不要 (年金事務所・事務センターで入力) | — |

(※) ゆうちょ銀行は、受給権者名義（ネキンタロウ）のみでの取扱いとなっています。

(3) 新規裁定

新規裁定にかかる年金請求書と同時に変更申出書が提出された場合の事務処理手順は、以下のとおりです。

① 新規裁定処理を行う。入力内容は、下記のとおりです。

| 項目 | 入力内容 |
|----------|--|
| 氏名及びカナ氏名 | 受給権者氏名をそのまま入力する。 |
| 住所 | 受給権者の住民票住所を入力する。 |
| 支払機関 | 年金請求書に記載の金融機関コード・支店コード・預金種別・口座番号を入力する。 |

(※) 口座名義が後見人等管理口座名（ネキンタロウ セイネコウケンニョウネハコ）である場合、
支払保留「4」を入力の上、新規裁定処理を行ってください。

(※) 複数年金の受給権者で、先発の年金に対してすでに変更申出書を提出している場合でも、後発の年金請求時には、改めて変更申出書の提出が必要になります。

② 新規裁定時に出力された年金証書を受給権者あるいは後見人等に送付する。

③ 通知書等送付先を後見人等住所とし、かつ、年金請求書に住民票コードの記入がある場合は、住民票コードを収録した後、届書895号の入力処理を行う。

④ 下記書類を機構本部へ進達する。

○ 変更申出書 (※)

○ 添付書類 (詳細は、「4. 添付書類」で後述)

○ 様式 127-2 号

(口座名義が後見人等管理口座名である場合、支払保留「4」の解除依頼)

(※) 変更申出書に代えて、下記書類を進達していただいても構いません。

○ 様式 127-2 号 (変更内容を記載したもの)

○ 年金請求書の写し

(氏名・住所・金融機関コード・支店コード・預金種別・口座名義が記載されているページ)

⑤ 機構本部で、以下の処理を行います。

○ 通知書等送付先・口座名義の変更処理

○ 受給権者の住民票住所を別途データ管理

4. 添付書類

変更申出書に添付する書類は、以下のとおりです。変更内容 (通知書等送付先・支払機関・口座名義) によって添付書類が異なります。

(1) 後見人等であることを証明する書類

通知書等送付先・支払機関・口座名義、いずれの変更であっても添付は必須です。以下のうち、いずれか1つが必要になります。

○ 法務局が証明する「登記事項証明書」(原本もしくは原本証明したもの)

○ 家庭裁判所が発行する後見開始申し立てに基づく「審判書の謄本」(写し可)

○ 市区町村が証明する「戸籍全部事項証明書」(原本もしくは原本証明したもの)

(未成年後見人の場合のみ)

(※) 変更申出書の提出日から6か月以内に交付されたものがが必要です。

「審判書の謄本」には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日 これは謄本である。」と表示されます。この日付が、提出日から6か月以内のものが有効です。

(※) 審判確定証明書は、審判が確定していることのみを証明したものであるため、添付書類としては無効です。

(※) オンライン申請により取得した登記事項証明書（電子的な証明書）は、原本ではないため、添付書類としては無効です。

〔財産管理に関する代理権が付与されていることの確認〕

ア 成年後見人・未成年後見人で、事務を分掌している場合

登記事項証明書もしくは審判書の謄本に添付されている「権限行使の定め目録」で、財産管理を行うこととされている者が、本人に代わって届出ができます。
身上監護のみを行う者は、届出できません。

イ 保佐人・補助人・任意後見人の場合

登記事項証明書もしくは審判書の謄本に添付されている「代理行為目録」に、財産に関する法律行為（下記記載例参照）の記載がある場合、本人に代わって届出ができます。

（代理行為目録の記載例）

- 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
- 年金・障害手当金その他社会保障給付金等の受領に関する諸手続

(2) 年金証書の写し

口座名義を後見人等管理口座名に変更する場合、添付が必要です。詳細は、「3. 事務処理内容」の(2)を参照してください。

(3) 預金通帳の写し

支払機関もしくは口座名義を変更する場合、添付が必要です。金融機関コード・支店コード・預金種別・口座番号・口座名義（カナ）が確認できるページの写しを添付してください。

なお、変更申出書に「金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明」がある場合は、添付不要です（年金事務所・事務センター職員の確認印をもって、証明に代えることはできません）。

(4) 後見人等の住所（通知書等送付先）を確認する書類

変更申出書に記入された通知書等送付先の住所が、「(1) 後見人等であることを証明する書類」からは確認できない場合、(1)に加えて添付が必要です。司法書士や弁護士の事務所宛に送付を希望する場合、必要になります。以下は、添付書類の一例です。

- (例) ○ 司法書士会・弁護士会等の身分証明書
 ○ 事務所住所が印刷された封筒・送付状
 ○ 後見人等の名刺
 ○ 事務所のホームページ（印刷したもの）

(5) 受給権者の住民票住所を確認する書類

変更申出書に記入された受給権者の住民票住所が、「(1) 後見人等であることを証明する書類」からは確認できない場合、(1)に加えて添付が必要です。以下は、添付書類の一例です。

- (例) ○ 住民票（写し可）
 ○ 住民基本台帳オンライン画面（共通 070）のハードコピー

〔添付書類一覧表〕

| 変更内容 添付書類 | 通知書等送付先 (住所) 変更 | 受給権者の 住民票住所変更 | 支払機関 変更 | 口座名義 変更 |
|-------------------------------------|--------------------|------------------|-------------------------|---------------------------|
| (1) 後見人等であることを証明する書類 | ● | ● | ● | ● |
| (2) 年金証書の写し | | | | ○ (後見人等管理口座名に変更する場合必要) |
| (3) 預金通帳の写し | | | ○ (金融機関の証明印がある場合は不要) | ○ (金融機関の証明印がある場合は不要) |
| (4) 後見人等の住所 (通知書等送付先) を確認する書類 | △ | | | |
| (5) 受給権者の住民 票住所を確認する書類 | | △ | | |

●：必須、○：原則必要、△：(1)で確認できない場合、必要

5. 主な留意事項

変更申出書の受付・進達事務においては、特に以下の点に留意していただきますようお願いいたします。

(1) 届書895号関係

| 内 容 | 留 意 点 |
|------|---|
| 届出もれ | 送付先を後見人等住所に変更する場合は、届書895号の提出を受けてください。受付後は、事務センターで更新停止の入力をしてください。 → 詳細は、3.(1) |
| 進達誤り | 機構本部への進達は不要です。届書895号は、事務センターで入力をしてください。 → 詳細は、3.(1) |
| 誤入力 | 送付先を後見人等住所にしない場合は、届書895号の提出(更新停止)は不要です。誤って、更新停止入力を行った場合は、更新停止解除入力をしてください。 → 詳細は、3.(1)【注】 |

(2) 支払機関・口座名義関係

| 内 容 | 留 意 点 |
|---------------|---|
| 年金証書写しの添付もれ | 口座名義を後見人等管理口座名に変更した場合は、受給権者または後見人等が年金証書を所持しているか確認のうえ、写しを添付してください。複数の年金を受給している場合は、すべての年金証書の写しを添付してください。 → 詳細は、3.(2) |
| 口座名義が統一されていない | 複数の年金を受給している方の口座名義は、年金コードごとに設定することができませんので、1種類に統一してください。 なお、支払機関は年金コードごとに相違しても構いません。 → 詳細は、3.(2) |

(3) 添付書類関係

| 内 容 | 留 意 点 |
|-------------|---|
| 発行後6か月経過 | 後見人等であることを証明する書類は、変更申出書の提出日から6か月以内に交付されたものを添付してください。 → 詳細は、4.(1) |
| 原本ではない書類の添付 | 「登記事項証明書」・「戸籍全部事項証明書」は、原本もしくは原本証明したものを添付してください。 → 詳細は、4.(1) |

(4) 変更申出書記載関係

| 内 容 | 留 意 点 |
|--------------------------|--|
| 後見人等氏名の記入・押印もれ及びフリガナ記入もれ | 変更申出書の「受給権者氏名及び後見人氏名」欄には、受給権者氏名だけではなく、後見人等氏名の記入もお願いいたします。併せて、 <u>後見人等の押印</u> も必要です。 また、記入内容すべてにフリガナの記入をお願いいたします。 【記入例】 ねねのち せいねのちかこん こねのちか 年金太郎 成年後見人 厚年花子 ㊟ |
| 年金コード記入もれ | 変更申出書の「年金コード」欄には、変更の対象となるすべての年金コードを記入してください。 |
| 口座名義のカナ表記もれ | 変更申出書の「口座名義(カナ)」欄には、口座名義をカタカナで記入してください。 |

6. よくある質問

Q 1. 届書 895 号は、どのタイミングで入力すればいいですか。機構本部での
通知書等送付先（住所）変更処理が完了してから入力するのですか。

A 1. 住基ネットからの異動情報による住所の自動更新を停止する処理ですので、
届書 895 号が事務センターに届き次第、入力してください。

Q 2. 通知書送付先を後見人等住所に変更しない場合は、届書 895 号の入力は
不要ですか。

A 2. 通知書等送付先を後見人等住所に変更しない場合は、住基ネットによる住
所の更新を停止する必要がありませんので、届書 895 号の入力は不要です。

Q 3. 通知書送付先を後見人等住所から受給権者住所に戻す場合、届書 895 号
の入力は必要ですか。

A 3. 住基ネットによる住所の更新停止を解除する必要があります。届書 895
号は、停止（解除）項目＝「0」、停止（解除）理由＝「0」で入力してくだ
さい。

Q 4. 後見人等に法人が選任されていますが、変更申出書の提出は可能でしょう
か。

A 4. 財産管理に関する代理権が付与されている法人であれば、提出可能です。
具体的には、以下のような名称の法人が選任されるケースがあります。

（具体例）

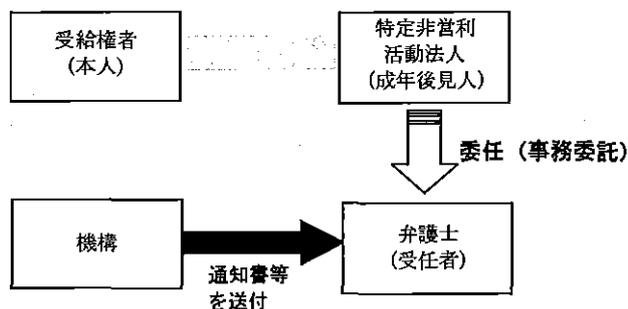
- 社団法人△△△△サポートセンター
- 特定非営利活動法人□□□□□□□□

Q 5. 後見人等から委任（事務委託）された方の住所を通知書等送付先として指定することは可能ですか。

A 5. 可能です。例として、成年後見人に選任された特定非営利活動法人が、弁護士に事務を委任するケースなどがあります。

その際は、後見人等が作成した委任状と、受任者の住所が確認できる書類が必要です。

（具体例）



Q 6. 変更申出書の「受給権者氏名及び後見人氏名」欄は、受給権者氏名のみの記入でも受付可能ですか。

A 6. 受給権者氏名のみの記入では、受付できません。受給権者に代わり後見人等が届出するものであることから、受給権者氏名に加えて後見人等氏名の記入及び押印を求めてください。

Q 7. 受給権者が亡くなった場合、その後の手続き（未支給年金・遺族年金の請求等）を後見人等が行うことは可能ですか。

A 7. 後見人等が受給権者本人に代わって財産管理を行う権利は、受給権者の死亡により消滅します。そのため、受給権者死亡後の手続きを後見人等が行うことはできません。手続きは、受給権者の遺族の方に行っていただくことになります。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|--------------|----------|----------------|------------|------------|---|-------|--|--|--|---------------------|--------|-------|----------|--------|------------|--|---|-------|--------|-----------|--------|--------------|--------|----------------|---|------------|------------|--|
| 【表面】 | | | | | | | | | | | | 成年後見人専用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書 | | | | | | | | | | | | 平成 年 月 日提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">① 受給権者氏名 及び後見人氏名</td> <td style="width: 40%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 10%;">② 受給権者住所</td> <td style="width: 10%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">③ 受給権者電話番号</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | ① 受給権者氏名 及び後見人氏名 | (フリガナ) | 印 | ② 受給権者住所 | (フリガナ) | ③ 受給権者電話番号 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">④ 通知書等送付先</td> <td style="width: 10%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">⑤ 受給権者の現在の住所</td> <td style="width: 10%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">⑥ 口座名義変更(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">⑦ 口座種別</td> <td style="width: 10%;">⑧ 元口座の口座番号</td> <td style="width: 10%;">⑨ 新口座の口座番号</td> </tr> </table> | | | | ④ 通知書等送付先 | (フリガナ) | ⑤ 受給権者の現在の住所 | (フリガナ) | ⑥ 口座名義変更(フリガナ) | ⑦ 口座種別 | ⑧ 元口座の口座番号 | ⑨ 新口座の口座番号 | |
| ① 受給権者氏名 及び後見人氏名 | (フリガナ) | 印 | ② 受給権者住所 | (フリガナ) | ③ 受給権者電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 通知書等送付先 | (フリガナ) | ⑤ 受給権者の現在の住所 | (フリガナ) | ⑥ 口座名義変更(フリガナ) | ⑦ 口座種別 | ⑧ 元口座の口座番号 | ⑨ 新口座の口座番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">⑩ 1 金融機関</td> <td style="width: 10%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">銀行</td> <td style="width: 10%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">本店</td> <td style="width: 10%;">支店</td> <td style="width: 10%;">出張所</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"> <p style="text-align: center;">金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明</p> <p style="text-align: center;">口座名義を必ず確認してください。</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">貯蓄口座は扱えません。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>信連協</td> <td>(フリガナ)</td> <td>本店</td> <td>支店</td> <td>出張所</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | ⑩ 1 金融機関 | (フリガナ) | 銀行 | (フリガナ) | 本店 | 支店 | 出張所 | <p style="text-align: center;">金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明</p> <p style="text-align: center;">口座名義を必ず確認してください。</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">貯蓄口座は扱えません。</p> | | (フリガナ) | 信連協 | (フリガナ) | 本店 | 支店 | 出張所 | <p>変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。</p> <p>預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、預金種別口座名義人フリガナが記載された部分)を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。</p> <p>※印欄は、ご記入いただく必要はありません。</p> | | | |
| ⑩ 1 金融機関 | (フリガナ) | 銀行 | (フリガナ) | 本店 | 支店 | 出張所 | <p style="text-align: center;">金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明</p> <p style="text-align: center;">口座名義を必ず確認してください。</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">貯蓄口座は扱えません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (フリガナ) | 信連協 | (フリガナ) | 本店 | 支店 | 出張所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">⑪ 2 (ゆうちょ銀行)</td> <td style="width: 10%;">⑫ 元口座</td> <td style="width: 10%;">⑬ 新口座</td> <td style="width: 10%;">⑭ 元口座</td> <td style="width: 10%;">⑮ 新口座</td> <td style="width: 10%;">⑯ 元口座</td> <td style="width: 10%;">⑰ 新口座</td> <td style="width: 10%;">⑱ 元口座</td> <td style="width: 10%;">⑲ 新口座</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | ⑪ 2 (ゆうちょ銀行) | ⑫ 元口座 | ⑬ 新口座 | ⑭ 元口座 | ⑮ 新口座 | ⑯ 元口座 | ⑰ 新口座 | ⑱ 元口座 | ⑲ 新口座 | | | | | | | | | | |
| ⑪ 2 (ゆうちょ銀行) | ⑫ 元口座 | ⑬ 新口座 | ⑭ 元口座 | ⑮ 新口座 | ⑯ 元口座 | ⑰ 新口座 | ⑱ 元口座 | ⑲ 新口座 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書」の提出にあたって

1 必ずご記入ください。

ア ①、②の欄に、年金受給権者の基礎年金番号、年金コード及び生年月日をご記入ください。

イ 「受給権者氏名」欄には、年金受給権者の氏名の後に成年後見人の氏名を記入のうえ、成年後見人の印鑑を押印ください。(押印もれがないようご注意ください。)

ウ 「電話番号」欄には、成年後見人のご連絡先をご記入ください。

2 年金振込通知書など、日本年金機構が年金受給権者にお送りしている郵送物の送付先を変更される場合に、ご希望される送付先及び年金受給権者の現在の住民票住所をご記入ください。

3 年金の受け取り方法又は口座名義を変更される場合にご記入ください。

➢ 変更後の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人(フリガナ)を記入のうえ、金融機関の証明を受けるか、預金通帳の写しを添付願います。

■届出の際は、次の書類を添えてください。

- 郵送物の送付先や年金の受け取り方法、又は、口座名義を変更する場合は、年金受給権者の成年後見人であることを証明するいずれかの書類(提出日から6ヶ月以内に交付されたもの)
 - ① 法務局が証明する「登記事項証明書」(原本)
 - ② 家庭裁判所が証明する後見開始申し立てに基づく審判に関する書類(コピー可)
 - ③ 市区町村が証明する「戸籍全部事項証明書」(原本) ※未成年後見人の場合に限り
 - 金融機関を変更される場合は、預金通帳の写しまたは「金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明」欄に証明を受けてください。
 - 口座名義を変更される場合は、年金証書及び、預金通帳の写しまたは「金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明」欄に証明を受けてください。
- ※年金証書を紛失などされている場合は、お近くの年金事務所でも交付の手続きを行ってください。

➢ 郵送物の送付先を後見人宛に変更される場合は、「住民基本台帳による住所の更新停止(解除)申出書」

■ 保佐人、補助人が年金受給権者に代わり手続きを行えるのは、家庭裁判所の審判書又は法務局の登記事項証明書の代理行為目録又は同意行為目録に年金に関する諸手続きの代理権についての記載がある場合に限りです。

■ お問い合わせ先及び申出書の送付先住所地を管轄する年金事務所へお願いします。

【参考3】届書895号の様式

| | |
|-----------------|-----|
| グループ長/ 課(室)長 | 担当者 |
| | |

| | |
|-------|--|
| 届書コード | |
| 8 9 5 | |

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 届出書

＜日本年金機構からのお知らせの送付先について＞
 ◇住民票上の住所とは別の住所へ送付先を希望される方は「停止」を○で囲んでください。
 ◇今後、住所を変更した際に住民票上の住所へ送付先を希望される方は「解除」を○で囲んでください。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------|---|--|--|----|
| ① 国民年金番号 (年金コード) | | | | | | | | | | ② 生 年 月 日 | | | | 送付 |
| | | | | | | | | | | 明治 | 1 | | | |
| | | | | | | | | | | 大正 | 3 | | | |
| | | | | | | | | | | 昭和 | 6 | | | |
| | | | | | | | | | | 平成 | 7 | | | |

70歳以上で全国健康保険協会管轄健康保険又は船員保険にご加入中の方は、こちらをご記入してください。

| | | | | |
|-----------|------------|----------|----------|----|
| ③ 健康保険コード | ④ 事業所保険証番号 | ⑤ 船員保険番号 | ⑥ 健康保険番号 | 送付 |
| | | | | |

| | | | | |
|-------------------------------|------------------|-------------------------------|------------------------------|----|
| ⑦ 停止(解除)項目 (該当する番号を○で囲んでください) | | ⑧ 停止(解除)理由 (該当する番号を○で囲んでください) | | 送付 |
| 1 | … 住所の更新停止を申出します。 | 0 | … 施設入居等により住民票と異なる住所に居住しているため | |
| 0 | … 更新停止の解除を申出します。 | 2 | … DV被害を受けているため | |
| | | 3 | … 成年後見人等の法定代理人の審判を受けているため | |
| | | 9 | … その他 | |
| | | 0 | … 住民基本台帳による住所の変更を希望するため | |

住民基本台帳による住所の更新停止(解除)を申出します。

平成 年 月 日

〒 ー

(住所) _____

(電話番号) _____

(氏名) _____

年金事務所 国民センター
 課 課

70歳以上で全国健康保険協会管轄健康保険又は船員保険にご加入中の方は、お認め先の所在地等もご記入してください。

〒 ー

(お認め先の所在地) _____

(お認め先の名稱) _____

◎ 【記入上の注意点】

- ①には、申出をされるご本人様の年金証書の基礎年金番号及び年金コードをご記入ください。
- ②は、該当する元号を○印で囲んでください。
- ③の統一事務所コード※欄は、何も記入しないでください。
- 70歳以上で全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険にご加入中の方は、④又は⑤と⑥の欄、お勤め先の所在地・名称をご記入してください。
- ⑦、⑧は、申出される内容に応じ、該当する番号を○印で囲んでください。

◎ 【住民基本台帳による住所の更新停止・解除を申出される方へ】

- 更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が必要となります。
- 更新の停止解除を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
- 日本年金機構に住民票コードが収録されていない方は、この申出をすることができません。

【参考4】届書895号の記入例

住民基本台帳の異動情報を活用している年金受給者の方について、日本年金機構からのお知らせの送付先を変更する場合、住民基本台帳の異動情報の活用を停止する必要があります。

⑦欄及び⑧欄
住所の更新停止を申出する場合は、⑦欄の1に○印をつけてください。
また、⑧欄については3に○印をつけてください。

氏名欄には、年金受給権者様の氏名の後に成年後見人の氏名を記入のうえ、成年後見人の印鑑を押印してください。

| | | | | | | | | | |
|------------|----------|----|---|---|----|----|---------------------------------------|------------|------------|
| 基礎年金番号 | 統一事務所コード | 元号 | 月 | 日 | 性別 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 成年後見人 |
| 1234567890 | 0000 | ○ | 1 | 2 | ○ | 34 | 〒111-8811 東京都 東京都 3-3-26 ○○区 ××××番 | (氏名) ○○ ○○ | (氏名) ○○ ○○ |

住所の更新停止を申出する場合は、⑦欄の1に○印をつけてください。

また、⑧欄については3に○印をつけてください。

氏名欄には、年金受給権者様の氏名の後に成年後見人の氏名を記入のうえ、成年後見人の印鑑を押印してください。

| 文書区分 | | |
|------|-----|----|
| 重要度高 | 要報告 | 緊急 |
| | | |

委任状の取扱いの周知徹底 (指示・依頼)

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | | 事務センター | | | | | 年金事務所 | | | | | 情報提供先 | | | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|------|------|------|--|
| | 各部(全) | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚年G(総務) | 厚年G(厚年) | 国年G | 年給G | 記録G | 突合G | 適用課(総務) | 適用課(厚年) | 徴収課 | 国年課 | | 記録課 | 相談室 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 | |
| | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ✓ | ✓ | | | |

本部関係部
品質管理部、監査部

目的・趣旨
委任状の取扱いについては、【品管指 2012 - 97】※「個人のお客様に対する年金相談等における代理人の取扱い」において再整理しましたが、監査において、委任状の不備による指摘が多いことから、徹底を図るものです。

ポイント (内容)
○ 【品管指 2012 - 97】※は、年金相談等における委任状の取扱いについて、ブロック本部等の意見を基に、よりお客様の立場にそった対応ができるよう整理したものであり、委任状の記載を簡略化したものではないことから、作成上の注意事項に対応していない不備な委任状での相談対応には応じられないので徹底してください。

《監査指摘事項》

- ・ 委任状に日付の記載がない
- ・ 委任状に委任する内容の記載がない
- ・ 委任状に本人の捺印がない
- ・ 代理人の筆跡と委任状「ご本人・氏名」欄の筆跡が同じ

【参考】委任状

審査担当チェック欄 ■

(照会先)
本部年金相談部相談指導G
担当 葛西、丸茂
(連絡先)
(ダイヤルイン) [REDACTED]

委任状

代理人

| | | | |
|------|-----|---------|---|
| フリガナ | | ご本人との関係 | |
| 氏名 | | | |
| 住所 | 〒 - | 電話() | - |

私は上の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人

| | | | | | | | |
|--------|--|-------|------|----------------------|---|---|---|
| | | 作成日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 基礎年金番号 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| フリガナ | | | 生年月日 | 明治 大正 昭和 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 氏名 | (旧姓) (印) | | | | | | |
| 住所 | 〒 - | 電話() | | | | | |
| 委任する内容 | <p>(委任する事項を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他 (具体的に記入してください。) <p>○年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人宛に郵送を希望する C. 交付を希望しない</p> | | | | | | |

※ 裏面の注意事項をお読みになり、記入漏れなどのないように作成してください。

作成上の注意事項

- 1 「代理人」欄については、ご本人が誰を代理人にするかを決め、その方の氏名、ご本人との関係、住所（電話番号を含む）を記入してください。
- 2 「ご本人」欄については、委任状を作成した日付、ご本人の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、年金コード（年金を受けている方のみ）、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、住所（電話番号を含む）を記入してください。

また、委任する内容について、1～5の項目から選んで○印（5を選んだ場合には、委任する内容をできる限り具体的に記入してください）をつけるとともに、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について希望の有無を、A～Cの項目から選んで○印をつけてください。

なお、「氏名」欄には、ご本人が必ず署名、押印してください。

- 3 代理人は、運転免許証など代理人自身の本人確認ができるもの（文書による相談は写し）をご用意ください。

個人情報入手する目的で代理人を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、代理人の本人確認を行います。

- 4 委任状に不備がある場合、または代理人の本人確認ができない場合は、相談に応じられないこともありますのでご了承ください。

| 文書区分 | | |
|------|-----|----|
| 重要度高 | 要報告 | 緊急 |
| | | |

平成25年2月定期支払にかかる年金振込通知書の
レイアウト等（情報提供）

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | | 事務センター | | | | | 年金事務所 | | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 各部(全) | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚年G(総務) | 厚年G(厚年) | 国年G | 年給G | 記録G | 突合G | 適用課(総務) | 適用課(厚年) | 徴収課 | 国年課 | 記録課 | 相談室 |
| | | ◎ | | ◎ | | | | | ◎ | | | | | | | | ◎ |

| 情報提供先 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 |
|-------|--------|------|------|------|
| | ✓ | | | |

本部関係部

品質管理部、年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部

目的・趣旨

平成25年2月7日に発送する、平成25年2月定期支払にかかる年金振込通知書のレイアウト等について、情報提供します。

ポイント（内容）

1. 帳票レイアウトについて（別添1）

平成25年からの復興特別所得税の源泉徴収開始に伴い、年金振込通知書の内面の従来「所得税額」と表記していた欄を「所得税額および復興特別所得税額」へ変更しました。

また、右面の「所得税と復興特別所得税について」で、制度説明を加えました。

2. 「所得税額および復興特別所得税額」について

課税対象となる受給者については、平成25年分公的年金等の扶養親族等申告書による申告内容に基づき税額が計算され、「所得税額および復興特別所得税額」欄に源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計額）が表示されます。

復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされており、課税対象額に合計税率を乗じて得た額が「所得税額および復興特別所得税額」として源泉徴収されます。

源泉徴収税額の計算式は以下のとおりです。

(1) 扶養親族等申告書を提出した場合

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率} (5.105\%)$$

(2) 扶養親族等申告書を提出しない場合

$$\text{源泉徴収税額} = [\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\%] \times \text{合計税率} (10.21\%)$$

3. 平成25年分公的年金等の扶養親族等申告書による申告内容は、年金受給権者原簿（受給権者改定記録回答票）を参照してください。（別添2）

4. 「平成25年2月年金振込通知書の復興特別所得税額に係るQ & A」（別添3）を、上記3と共に参照の上、お客様からの照会に丁寧な回答をお願いします。

5. 発送日

平成25年2月7日（木）

郵便料金割引制度（「特割」）を利用するため、お客様への配達に、通常の配達日数+最大3日の送達日数を要します。

6. 日本年金機構ホームページでの周知

日本年金機構ホームページに、平成25年2月年金振込通知書のレイアウト及びQ & Aを掲載します。
（2月6日予定）

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 西山 柴田
連絡先
[REDACTED]（直通）

郵便はがき

別添1

料金後納
郵便

「復興特別所得税」に関するお知らせ

平成25年2月から、年金から所得税が源泉徴収される方は、「復興特別所得税」が併せて源泉徴収されます。

年金から源泉徴収される所得税額および復興特別所得税額については、このお知らせの内側をご確認ください。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

| | | |
|--------|-------|---------------|
| ＜受付時間＞ | 月曜日 | 午前8：30～午後7：00 |
| | 火～金曜日 | 午前8：30～午後5：15 |
| | 第2土曜日 | 午前9：30～午後4：00 |

- *月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
- *祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構



1302 1018 018B

大切なお知らせ

●年金振込通知書

この年金振込通知書は、口座振込により年金を受け取られる方への年金支払額および年金から控除される介護保険料等のお知らせです。

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

年金振込通知書

(初回振込予定日)平成25年2月15日

されたことにより、平成 年 月と平成 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたので、お知らせします。

| | |
|--------------|----|
| 年金の種類 | 年金 |
| 基礎年金番号・年金コード | |
| 振込先 | |

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」^{*1}等の金額

| | 平成 年 月の支払額 | 平成 年 月から平成 年 月の各支払月毎の支払額 |
|---------------------|------------|--------------------------|
| 年金支払額 ^{*2} | 円 | 円 |
| 介護保険料額 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| 所得税額および復興特別所得税額 | 円 | 円 |
| 個人住民税額 | 円 | 円 |
| 控除後振込額 | 円 | 円 |

*1 年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

*2 「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課



支払予定日について

○平成24年度分の支払予定日は次のとおりです。

- ・平成25年2月15日(12月、1月の2カ月分)
- ・平成25年4月15日(2月、3月の2カ月分)

別添1

○年金支払額が変更となったり振込先等に変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払月に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出るにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

所得税と復興特別所得税について

○平成23年12月2日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)」が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

○平成25年2月から平成49年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

○源泉徴収の対象となる支払金額に対して、所得税と復興特別所得税を合わせた税率5.105%(扶養親族等申告書の提出が無い場合は10.21%)を乗じて計算した額が、所得税と復興特別所得税として源泉徴収されます。

共通 受給権者改定記録回答票 画面1
 選択 届書コード020 大区分2 小区分04 操作番号1 001/002
 フリガナ:ネギノ タロウ 基礎年金番号:2100-111111 年金コード:1150
 氏名:年金 太郎 生年月日:昭和16.11.17
 原因:01 発生:平13.11.16 改定:平14.11.16 64-01 裁定:平14.07.18 担保:0
 郵便:108-0073 市区町村:2111-103 進達庁:2111 時効:00.00
 住所:港区 三田 4-19-15

| 項番 | 原因 | サイクル | 作成 | 改定日 | 順位 | 時効 | 入力課所 | 処理日 |
|----|----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 1 | 28 | 平2502 | ER | | | | 業務センタ | 平250107 |
| | | 平2502 | 3 1 | 0 0 0 | 0 0 0 | 0 0 0 | 0 0 0 | 0 0 0 0 00000 |
| | | | ①② | ③④⑤ | ⑥⑦⑧ | ⑨⑩⑪ | ⑫⑬⑭ | ⑮⑯⑰ ⑱⑲⑳ ㉑ |

- ①申告書提出表示
3:提出あり
4:提出なし
- ②配偶者表示
0:控除対象配偶者なし
1:(2-8以外の)配偶者控除を行う
2:(3-8以外の)老人(70歳以上)控除対象配偶者控除を行う
3:(4-8以外の)普通障害配偶者控除を行う
4:(5-8以外の)普通障害者の老人(70歳以上)控除対象配偶者控除を行う
5:(6-8以外の)特別障害配偶者控除を行う
6:(7-8以外の)特別障害者の老人(70歳以上)控除対象配偶者控除を行う
7:(8以外の)同居特別障害配偶者控除を行う
8:同居特別障害者の老人(70歳以上)控除対象配偶者控除を行う
- ③障害なし扶養親族数(特定・老人扶養親族を除く)
④障害なし特定(19歳以上23歳未満)扶養親族数
⑤障害なし老人(70歳以上)扶養親族数
⑥普通障害者の扶養親族数(特定・老人扶養親族を除く)
⑦普通障害者の特定(19歳以上23歳未満)扶養親族数
⑧普通障害者の老人(70歳以上)扶養親族数
⑨同居特別障害者の扶養親族数(特定・老人扶養親族を除く)
⑩同居特別障害者の特定(19歳以上23歳未満)扶養親族数
⑪同居特別障害者の老人(70歳以上)扶養親族数
⑫別居特別障害者の扶養親族数(特定・老人扶養親族を除く)
⑬別居特別障害者の特定(19歳以上23歳未満)扶養親族数
⑭別居特別障害者の老人(70歳以上)扶養親族数
⑮年少扶養親族(16歳未満)で普通障害者の扶養親族数
⑯年少扶養親族(16歳未満)で同居特別障害者の扶養親族数
⑰年少扶養親族(16歳未満)で別居特別障害者の扶養親族数
- ⑱本人障害表示
0:障害なし
1:普通障害者控除を行う
2:特別障害者控除を行う
- ⑲老年者控除表示
⑳寡婦・特別寡婦・寡夫表示
0:寡婦・寡夫でない
1:寡婦
2:特別寡婦
3:寡夫
- ㉑16歳未満の扶養親族の方全員の人数

平成 25 年 2 月年金振込通知書の復興特別所得税額に係る Q & A

Q 1 復興特別所得税額とは何ですか。

第 179 回臨時国会において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立し、「復興特別所得税」が創設されました。

<復興特別所得税の概要>

- 復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- ※ 国外居住者に支払う年金も復興特別所得税の課税対象となります。
- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の 2.1%相当額とされています。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

Q 2 復興特別所得税額は、いつから課税されますか。

平成 25 年 2 月定期に支払われる年金（平成 24 年 12 月分・平成 25 年 1 月分）から復興特別所得税の課税対象となります。

Q 3 平成 25 年 2 月の年金支払時に、さかのぼって支払われた年金が含まれています。この場合の復興特別所得税額はどうなりますか。

平成 25 年 2 月定期支払の中で、平成 25 年 2 月定期に支払われるべき年金（平成 24 年 12 月分・平成 25 年 1 月分）から復興特別所得税の課税対象となります。したがって、平成 24 年 12 月支払期以前に支払われるべき年金については、復興特別所得税の課税対象とはなりません。

Q 4 所得税額と復興特別所得税額の計算方法は具体的にどのように行うのですか。

源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税額の 2.1%相当額とされています。

具体的には復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して源泉徴収税率（合計税率）を乗じて計算した金額が「所得税額および復興特別所得税額」として源泉徴収されます。

なお、源泉徴収税率（合計税率）は次の計算で求めることになります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

（参考）所得税率に応じた合計税率

◇扶養親族等申告書提出有り…合計税率（5.105%）＝所得税率（5%）×102.1%

◇扶養親族等申告書提出無し…合計税率（10.21%）＝所得税率（10%）×102.1%

Q5 年金振込通知書の中の「所得税額および復興特別所得税額」欄に税額が記載されていますが、所得税額と復興特別所得税額を分けて記載していないのはなぜですか。

源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税額の2.1%相当額とされ、その源泉徴収は所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされています。

したがって、今回送付した年金振込通知書には、所得税が源泉徴収の対象となる支払金額等に対して源泉徴収税率（合計税率）を乗じて計算した金額を、「所得税額および復興特別所得税額」としてその合計額を記載しています。

平成 25 年 2 月 5 日

給付指 2013-15

事企指 2013-10

| 文書区分 | | |
|------|-----|----|
| 重要度高 | 要報告 | 緊急 |
| | | |

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ等にかかる「年金に関するお知らせ」（老齢年金のお知らせ）等の送付（指示・依頼）

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | 事務センター | | | | | 年金事務所 | | | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|--------|---------|---------|-----|-----|-------|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 各部（全） | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚年G（総務） | 厚年G（厚生） | 国年G | 年給G | 記録G | 突合G | 適用課（総務） | 適用課（厚生） | 徴収課 | 国年課 | 記録課 | 相談室 |
| | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |

| 情報提供先 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 |
|-------|--------|------|------|------|
| | ✓ | ✓ | | |

本部関係部

年金相談部、全国一括部門各部

目的・趣旨

平成 24 年 12 月 28 日【事企指 2012-124】「特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ等の実施に関する日程等」（指示・依頼）にて、「初回発送は、年初にお知らせします。」としていた「年金に関するお知らせ」（老齢年金のお知らせ）（以下「老齢年金のお知らせ」という。）の送付スケジュール等をお知らせするものです。

あわせて、年金事務所・事務センターにおける年金相談時等の留意点、Q & A をまとめましたので、その対応をお願いするものです。

ポイント（内容）

I 「老齢年金のお知らせ」の概要等

平成 12 年の法律改正により、昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた男子の方から「特老厚」（報酬比例部分）の受給開始年齢が 61 歳以降に順次引き上げられることになりましたので、60 歳に到達する 3 カ月前に①現時点での加入記録と②年金見込額をお知らせします。（別添 1）

・平成 25 年 2 月 18 日から週次で送付します。（年間送付件数 約 61 万件）（別添 2）

II 「老齢年金のお知らせ」の送付対象者

昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた男子の方から、「特老厚」（報酬比例部分）の受給開始年齢が 61 歳以降に順次引き上げられる次の方にお送りします。

・老齢基礎年金の受給資格があり「特老厚」の受給権がある方（厚生年金保険の被保険者期間が 12 月以上の方）

Ⅲ 年金相談時の留意事項

※ 老齢厚生年金は原則として、「受給開始年齢」から受け取れますが、「受給開始年齢」になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰上げて年金を受け取れます。

繰上げて年金を受け取る場合の主な注意点は次のとおりです。

- 年金額は、生涯にわたって減額されます。
- 原則として、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求することになります。一方のみ繰上げることはできません。

なお、相談対応時には別添3のQ&Aを参照願います。

Ⅳ 「老齢基礎年金受給権者 老齢厚生年金請求書」(様式第233号)の発送について

以下の条件に該当する方に対し、「老齢基礎年金受給権者 老齢厚生年金請求書」(様式233号、別添4)を別添5のスケジュールのとおり送付します。(月間送付件数 約1,000~1,500件)

- ・老齢基礎年金の受給権者で、65歳から老齢厚生年金の受給権が発生する者
- ・老齢基礎年金の受給権者で、特老厚の受給開始年齢時に特老厚の受給権が発生する者

なお、同封するリーフレットは別添6のとおりとなります。

Ⅴ 機構HPへの掲載について

「老齢年金のお知らせ」について、機構HPに別添7の内容を掲載しますので、お客様からの問合せについて、対応いただきますようお願いいたします。

○法令関係
本部事業企画部事業企画G
小原、高村

連絡先
(直通) [REDACTED]

○給付・事務処理関係
本部年金給付部給付企画G
太田

連絡先
(直通) [REDACTED]

本部年金給付部給付指導G
松村 越智

連絡先
(直通) [REDACTED]

審査担当フィック欄 ■

料金後納
郵便

親
展

年金に関するお知らせ

重要

差出人



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(宛先不明の場合は差出人にご返送ください)

【お問い合わせ先】『ねんきんダイヤル』(裏面をご覧ください)

② ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはかしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはかしてください。 ①

老齢年金のお知らせ

このお知らせは、平成12年の法律改正により老齢厚生年金の受給開始年齢が61歳以降になる方に、現時点での加入期間と年金見込額をお知らせするものです。
受給開始年齢になる3カ月前に、年金を受け取るための手続きに必要な「年金請求書」をお送りします。

老齢年金の繰上げ請求について

老齢年金は原則として、右面の「受給開始年齢」から受け取れますが、「受給開始年齢」になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰上げて年金を受け取れます。

繰上げて年金を受け取る場合の注意点

- 年金額は、生涯にわたって減額されます。
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金及び退職共済年金は同時に繰上げ請求することになります。
- 一方のみ繰上げすることはできません。

繰上げて年金を受け取ることを希望する場合は、年金見込額や手続き方法を含め、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターにご相談ください。

繰上げ請求した場合の年金額が「ねんきんネット」で試算できます！

アクセスキーで、今すぐご登録を

「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。
(期限後も利用登録は可能：ユーザID発行に5日程度必要)
※利用登録には「基礎年金番号」の入力が必要になります。お手元に年金手帳や基礎年金番号通知書、平成23年3月以前にお送りした「ねんきん定期便」や「ねんきん特別便」をご用意ください。

お客様のアクセスキー

※既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めてのご登録は不要です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/

年金の記録

このお知らせは、時点の
当機構で保有する年金記録に基づくものです。

お客様の照会番号

| | |
|-----------------|-----------|
| 厚生年金保険加入期間 | カ月 |
| 船員保険加入期間 | カ月 |
| 国民年金加入期間(納付済月数) | カ月 |
| 〃 (全額免除月数) | カ月 |
| 〃 (4分の3免除月数) | カ月 |
| 〃 (半額免除月数) | カ月 |
| 〃 (4分の1免除月数) | カ月 |
| 〃 (学生納付特例月数) | カ月 |
| 共済組合等加入月数 | カ月 |
| 年金加入期間合計 | カ月 |

※ 上記の年金記録の一部には、まだ整備中のものがありますので、ご了承ください。

年金見込額

| | |
|---------------|--|
| 受給開始年齢 | |
| 年金見込額 | |
| (65歳時点の年金見込額) | |

※ 厚生年金基金から受け取る金額を除いて計算しています。
※ 裏面の説明もご覧ください。



お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

「ねんきんネット」を使ってみませんか？

○各種の通知書を、いつでもご自宅のパソコンで確認できます！

- ・ご案内のメールが送られます。
- ・通知書をダウンロードして、印刷することが可能です。

○いつでも年金記録が確認できます！

○記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！

◆ご利用登録はhttp://www.nenkin.go.jp/n_net/ にアクセスしてください

詳しくは「ねんきんネット」で検索

※「ねんきんネット」は、旧法受給者の方(年金証書の年金コードがゼロから始まる(0XXX)老齢年金を受けている方)はご利用いただけませんので、ご了承ください。

【老齢年金の見込額について】

表面の年金見込額は作成日時点のものであり、現在加入している年金制度の記録を次のように60歳まで延長して計算しています。お客様の今後の年金加入状況や毎年の経済の動向など種々の要因により実際に受け取れる年金の額は変化しますので、あくまで現時点での目安としてください。

○国民年金加入者 → 現在免除を受けている方は免除として、その他の方は保険料を納めたものとして、60歳まで延長して計算。

○厚生年金保険加入者 → 現在の標準報酬額で加入し続けたものとして、60歳まで延長して計算。

<共済組合に加入している(していた)方へ>

共済組合等加入月数がある方の年金見込額は、各共済組合からの情報提供に基づいて老齢基礎年金額を計算しています。なお、退職共済年金については、含まれていません。

<繰上げ請求したときの年金額について>

繰上げ請求した月に応じて、年金額がひと月ごとに0.5%減額になります。

例えば、61歳から老齢厚生年金を受けられる方が60歳0カ月で繰上げ請求した場合は、老齢基礎年金が30%、老齢厚生年金が6%それぞれ減額になり、この減額率は生涯変わりません。

【国民年金の任意加入について】

国民年金では、60歳前の加入すべき期間に保険料の免除や未納などの期間がある場合、満額の老齢基礎年金を受け取れません。年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳までの間、付加年金も含めて任意加入することができますので、お近くの年金事務所やお住まいの市区町村にご相談ください。ただし、繰上げ請求した場合は、任意加入できませんので、ご注意ください。

このお知らせの内容についてご不明な点がございましたら、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターへお問い合わせください。

また、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)に「年金Q&A」を掲載していますのでご利用ください。

(年金事務所の所在地・お問い合わせ先等については、『ねんきんダイヤル』でご案内しています。また、日本年金機構ホームページにも掲載しています)

平成24年度 年金に関するお知らせ (老齢年金のお知らせ)

| 年月 | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成25年 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----------------------------------|----|-----|-----|--|--|--|--|
| 項目 | 対象者生年月日 (S28.4.2 ～ S28.8.1) | | | | S28.4.2 ~ S28.5.1 4/2~4/11 4/12~4/21 4/22~5/1 | S28.5.2 ~ S28.6.1 5/2~5/9 5/10~5/17 5/18~5/25 5/26~6/1 | S28.6.2 ~ S28.7.1 6/2~6/9 6/10~6/17 6/18~6/24 6/25~7/1 | S28.7.2 ~ S28.8.1 7/2~7/9 7/10~7/17 7/18~7/25 7/26~8/1 |
| | 対象者抽出日 (作成年月日) | | | | 10 17 | 7 15 21 28 | 4 12 18 25 | 4 11 18 25 |
| | 画面照写日 | | | | 11 18 | 8 16 22 29 | 5 13 19 26 | 5 12 19 26 |
| | 発送日 | | | | | | 18 25 | 4 18 25 1 15 |

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）にかかる支給開始年齢の引き上げ等の実施についてQ&A

● 60歳到達時におけるお知らせに関する事項

Q1-1 60歳前に、「年金に関するお知らせ」（老齢年金のお知らせ 紺色ハガキ）（以下「老齢年金のお知らせ」という。）が送付されてきました理由は何か。

A1-1

法律改正により、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられます。そのため、60歳前にご送付することで、ご加入期間（厚生年金加入期間が1年以上ある場合は、支給開始年齢時点等の年金見込額を含む）及び特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢を確認いただくとともに、繰上げ請求が可能である旨をご連絡するためです。

Q1-2 「老齢年金のお知らせ」の送付対象者の基準は何か。

A1-2

原則誕生月の4か月前の加入記録により老齢基礎年金の受給要件を満たしている者です。なお、厚生年金保険の加入期間が1年未満の者への送付内容に変更はありませんが、厚生年金保険の加入期間が1年以上の者については、支給開始年齢、年金見込額及び照会番号が記載されます。

Q1-3 「老齢年金のお知らせ」にある年金見込額は何時時点のものか。

A1-3

原則誕生月の4か月前※の加入記録です。（※（参考）具体的には業務スケジュールの裁定請求書の事前送付（裁定請求の案内の送付）の対象者抽出日（作成年月日）時点の記録です。）

ただし、（老齢基礎年金の受給要件及び）年金見込額は、原則誕生月の4か月前※の加入記録により次の仮定にて、記載しています。

- ・ 国民年金に加入中であった場合：誕生月の4か月前の前月の納付状況にて60歳まで加入
- ・ 厚生年金に加入中であった場合：誕生月の4か月前の標準報酬にて60歳まで加入と仮定する。
- ・ 共済組合に加入中であった場合：60歳まで加入

Q1-4 「老齢年金のお知らせ」にある「年金見込額」欄の見方を教えてほしい。

A1-4

「年金見込額」は、「受給開始年齢」欄に記載された特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢時点の報酬比例部分の見込額を記載しています。また、(65歳時点の年金見込額)は繰上げしない場合の老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計の見込額※を記載しています。

※ 厚生年金基金・退職共済年金の額は含まれていません。

※ 将来の物価スライド等は考慮されていません。

Q1-5 共済組合の記録がある場合はどのように記載されますか。

A1-5

「共済組合等加入月数」は原則誕生月の4か月前の共済組合員記録回答票(基礎年金番号情報照会票届書コード020処理区分004)を元に記載されます。また、「年金見込額」欄の(65歳時点の年金見込額)は繰上げしない場合の老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計の見込額を記載していますが、この老齢基礎年金の見込額はこの共済組合員記録回答票を参考に計算しています。

Q1-6 「共済組合等加入月数」が実際の加入月数と相違している場合は、どのようにすればよいか。

A1-6

【共済加入期間同士の重複がある場合】

国家公務員共済加入期間と地方公務員共済加入期間と地方公務員共済組合加入期間同士の重複期間がある場合は、機構で保有する共済加入記録は共済組合等から提供されていて、共済組合等と協業して記録整備中であることを説明してください。

お客様から直近(最終)の共済組合を確認のうえ、年金見込額を改めて試算してください。

また、記録管理部(本部)にて共済記録の整備を行うため、お客様から「共済組合等加入記録申出書」(被保険者記録等進達関係手続64頁)を記入いただいて記録管理部記録業務2Gに進達してください。「老齢年金のお知らせ」に関しては年金加入期間等確認通知書等の加入していたことを証する書類の添付は不要です。

【共済加入期間が記載されていない場合(共済加入を証する書類がある場合)】

共済記録を確認するため、機構から共済組合等に照会する場合に、次のいずれかの共済加入を証する書類の写が必要となります。

- ・ 年金加入期間確認通知書(共済組合発行)
- ・ 組合員期間登録通知書
- ・ 共済ねんきん特別便
- ・ 長期給付加入者記録票
- ・ 年金加入記録のお知らせ(日本私立学校振興・共済事業団発行)

共済加入を証する書類を持参されているお客様にあつては、「共済組合等加入記録申出書」（被保険者記録等進達関係手続 64 頁）を記入いただいて、お客様の了解を得て共済加入を証する書類を複写して添付のうえ、記録管理部記録業務 2G に進達してください。

また、退職一時金支給済期間は機構の共済記録には収録されていないことを説明してください。

【共済加入期間が記載されていない場合（共済加入を証する書類がない場合）】

共済加入を証する書類をお客様が持参されていない場合は、持参いただくか 記管指 2013-3「重複付番の解消・発生防止等に係る事務説明会で使用する資料の送付等（指示・依頼）」138～139頁を利用して勤務先と共済組合を確認のうえ加入されていた共済組合等へ照会するよう説明してください。

Q1-7 「ねんきん定期便」と見込額が相違しているのはなぜですか。

A1-7

共済期間の反映の有無によるものです。

「ねんきん定期便」は老齢基礎年金の額に共済加入期間は含まれていませんが、「老齢年金のお知らせ」は、老齢基礎年金の額に共済加入期間が含まれています。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|----|----|-------|--------------------------------------|-----|----|---------------|------------------|-----------------|--------------|---|--|--|
| 54 | 57 | 65 | 72 | 80 | (老齢基礎年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するに至ったときの届) | | | | | | | | | |
| ① 基礎年金番号および年金コード | | | | | 基礎年金番号 | | | | | 年金コード | | | | |
| ② 生年月日 | | | | | 年 | | | | | 月 日 | | | | |
| ③ 老齢基礎年金の受給権を取得した日以降に初めて国民年金または、厚生年金保険（船員含む）の被保険者となった期間がありますか。 ある方は、該当する制度の名称、期間を記入してください。 | | | | | ある・ない | | | | | | | | | |
| | | | | | 名称 | | | | | | | | | |
| | | | | | 期間 | | | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | | | | |
| ④ 老齢基礎年金の受給権を取得した日以降に初めて各種共済組合等の組合員または加入者となった期間がありますか。 ある方は、その共済組合等（支部）の名称および期間を記入してください。 | | | | | ある・ない | | | | | | | | | |
| | | | | | 名称 | | | | | | | | | |
| | | | | | 期間 | | | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | | | | |
| ⑤ 配偶者について、右欄を記入してください。 現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金を受けていますか。 受けているときは、その公的年金制度等の名称および基礎年金番号・年金コード、恩給証書の記号番号。 その支給を受けることとなった年月日。 | | | | | ア 老齢・退職の年金を受けている | | | イ 障害の年金を受けている | | | ウ いずれも受けていない | | | |
| | | | | | 名称 | | | | | | | | | |
| | | | | | 基礎年金番号・年金コード等 | | | | | | | | | |
| | | | | | 昭和・平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| ⑥ お客は現在、老齢基礎年金以外に公的年金制度から年金を受けていますか（全額停止の場合を含む）。 受けている方・請求中の方は、その制度の名称および基礎年金番号・年金コード（記号番号）を記入してください。 | | | | | ア 受けている・イ 受けていない・ウ 請求中 | | | | | | | | | |
| | | | | | 名称 | | | | | | | | | |
| | | | | | 基礎年金番号・年金コード等 | | | | | | | | | |
| ⑦ 上記⑥の年金を受けている方は、その支給を受けることとなった年月日を記入してください。 | | | | | 昭和・平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| ⑧ 60歳以降に公的年金制度に加入したことがありますか。 ある方は、右の欄の履歴欄に記入してください。 | | | | | ある・ない | | | | | | | | | |
| ※ | 改定年月日 | | 事由 | 受付年月日 | | 停止率 | ※ | 改定年月日 | | 事由 | ㊦状態表示 | | | |
| | 年 月 日 | | 04 | 年 月 日 | | | | 年 月 日 | | 25 | | | | |
| | 基礎・厚生 年金決定 65 | | | 05 | | | | ※ | 事由 | 調整額 | | | | |
| | | | | 14 | | | | | 基 付 上 独 | + | + | + | | |
| | | | 24 | | | | 57 | | | | | | | |
| ※ | 配偶者基礎年金番号・年金コードの訂正・収録 | | 80 | 1 | | | | | | | 2 | | | |

平成 年 月 日提出

郵便番号 □□□□□□□□

受給権者

住所

(フリガナ)

氏名

㊦

電話番号 () - () - ()

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|----|--|--|--|--|--|--|--|
| ⑨ 受給権者の住民票コード | | | | | | | | | | |
| 0 | 7 | 0 | 届書 | | | | | | | |



履 歴 (60歳から現在までに公的年金制度に加入したことがある方のみ記入してください。)

| (1) 事業所(船舶所有者)の名称 または国民年金の加入状況 | (2) 事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金の加入時住所 | (3) 勤務期間または 国民年金加入期間 | (4) 厚生年金保険加入状況または 国民年金保険料納付状況 | (5) 備考 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|--------|
| 1 | | から まで | 厚年 有 ・ 無 国年 納付 ・ 滞納 | |
| 2 | | から まで | 厚年 有 ・ 無 国年 納付 ・ 滞納 | |
| 3 | | から まで | 厚年 有 ・ 無 国年 納付 ・ 滞納 | |
| (6) 最後に勤務した事業所の被保険者証の記号番号 | | (記号) | (番号) | |
| ※ 年金事務所記入欄 | | 最後に加入した公的年金制度 (厚年・船保・国年・共済) | | |

生計維持申立

| | | | | | |
|--------|------|----------------|---|---|---|
| 配偶者の氏名 | 生年月日 | 明治 大正 昭和 | 年 | 月 | 日 |
|--------|------|----------------|---|---|---|

上記の配偶者に、私は生計を維持されていることを申し立てる。

平成 年 月 日 受給権者氏名

印

| ※ | 年金事務所 記入欄 | 基礎年金番号 | | | 事業所(船舶所有者)の整理番号および被保険者の整理番号 | | | | | | |
|-----|--------------|--------|---------------------|----|-----------------------------|----|---------------------|----|--------|----|----|
| | | 基金番号 | 資格取得・月変・暦変・算定・喪失年月日 | 種別 | 標準報酬月額 | 原因 | 資格取得・月変・暦変・算定・喪失年月日 | 種別 | 標準報酬月額 | 原因 | |
| 記録数 | ※ | 事業所数 | 年 | 月 | 日 | 千円 | 年 | 月 | 日 | 千円 | 原因 |
| 備考 | | 確認者印 | | | | | | | | | |

老齢厚生年金請求書の事前送付（様式233号の送付）

| 年月 | | 平成24年 12月 | 平成25年 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 項目 | 対象者生年月日 (S23.4.2 ～ S23.8.1) | S23.4.2 ～ S23.5.1 4/2～4/11 4/12～4/21 4/22～5/1 | S23.5.2 ～ S23.6.1 5/2～5/9 5/10～5/17 5/18～5/25 5/26～6/1 | S23.6.2 ～ S23.7.1 6/2～6/9 6/10～6/17 6/18～6/24 6/25～7/1 | S23.7.2 ～ S23.8.1 7/2～7/9 7/10～7/17 7/18～7/25 7/26～8/1 |
| | 画面照写日 | 11 18 | 8 16 22 29 | 5 13 19 26 | 5 12 19 26 2 |
| | 発送日 | | 31 | 28 | 29 30 |

老齢厚生年金の請求について

老齢基礎年金を受け取っている方で、過去に厚生年金保険に加入したことがあると、老齢厚生年金が受け取れます。

これまでの厚生年金保険の加入期間が

1年未満の方

1年以上の方

手続きの時期は？

65歳の誕生日の前日から

厚生年金保険の加入期間が1年を超えた日から

添付書類

65歳の誕生日の前日以降に発行された戸籍抄本または住民票の写し（コピー不可）

厚生年金保険の加入期間が1年を超えた日以降に発行された戸籍抄本または住民票の写し（コピー不可）

つきましては、裏面の「記入例」や「ご請求における留意点」をご確認のうえ、同封の請求書をお近くの**年金事務所**または**街角の年金相談センター**等へご提出ください。

※現在、厚生年金保険に加入中の方は、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、老齢厚生年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。

※本人の希望によって年金の受取時期を、66歳以降に繰り下げることができます（最長70歳まで）。なお、繰り下げた期間の長さに応じて年金が増額されます。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

| | |
|-------|---------------|
| 月曜日 | 午前8:30～午後7:00 |
| 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 |
| 第2土曜日 | 午前9:30～午後4:00 |

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

記入例

国民年金 老齢基礎年金受給権者 老齢厚生年金請求書 様式第233号

54 57 65 72 80 (老齢基礎年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するに至ったときの届)

① 基礎年金番号(老齢基礎年金) 9 9 9 9 9 9 9 9 1 1 5 0

② 生年 5. 昭和 2 3 0 4 1 0

③ 老齢基礎年金の受給権者(船員を含む)の被保険者となった期間がありますか。ある方は、該当する制度の名称、期間を記入してください。

④ 老齢基礎年金の受給権を取得した日以降に初めて各種共済組合等(船員を含む)の被保険者となる期間がありますか。ある方は、記入してください。

⑤ 現在、公的年金制度等から老齢・遺族または障害を支給事由とする年金を受けていますか。受けているときは、その公的年金制度等の名称および基礎年金番号・年金コード、船給証書の記号番号、その支給を受けることとなった年月日。

⑥ 60歳以上ある方は、現在、老齢基礎年金以外に公的年金制度から年金を受けていますか(全額停止の場合を含む)。受けている方・請求中の方は、その制度の名称および基礎年金番号・年金コード(船給番号)を記入してください。

⑦ 上記⑥の年金を受けている方は、その支給を受けることとなった年月日を記入してください。

⑧ 60歳以上ある方は、現在、老齢基礎年金以外に公的年金制度から年金を受けていますか(全額停止の場合を含む)。受けている方・請求中の方は、その制度の名称および基礎年金番号・年金コード(船給番号)を記入してください。

⑨ 欄：住民票コードを記入いただくと、添付書類が省略できます。

平成 25 年 4 月 15 日提出 郵便番号 1 6 8 0 0 7 1

住所 杉並区高井戸西 3-5-24

氏名 年金 花子

電話番号 (03) - (0000) - (0000)

受給権者の住民票コード 0 7 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

履 歴 (60歳から現在までに公的年金制度に加入したことがある方のみ記入してください。)

| (1) 事業所(船舶所有者)の名称または国民年金の加入状況 | (2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金の加入時住所 | (3) 勤務期間または国民年金加入期間 | (4) 厚生年金保険加入状況または国民年金保険料納付状況 | (5) 備考 |
|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------|------------------------------|--------|
| 1 ○×産業 | | 平成22年4月1日 から平成22年7月1日 まで | 厚生年金 有・無 国民年金 納付・滞納 | |
| 2 | | から まで | 厚生年金 有・無 国民年金 納付・滞納 | |
| 3 | | から まで | 厚生年金 有・無 国民年金 納付・滞納 | |
| (6) 最後に勤務した事業所の被保険者証の記号番号 | | (7) | (8) | |

※ 年金事務所記入欄 最後に加入した公的年金制度 (厚生・船保・国民・共済)

生計維持申立

配偶者の氏名 年金 太郎 生年月日 明治 大正 昭和 21 年 12 月 14 日

上記の配偶者に、私は生計を維持されていることを申し立てる。

平成 25 年 4 月 15 日 受給権者氏名 年金 花子

自ら署名する場合は押印を省略できます。

※ 年金事務所 記入欄

| 基金番号 | 有期・無期・月給・年給・一時金 | 国民年金加入期間 |
|------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

◎ご請求における留意点

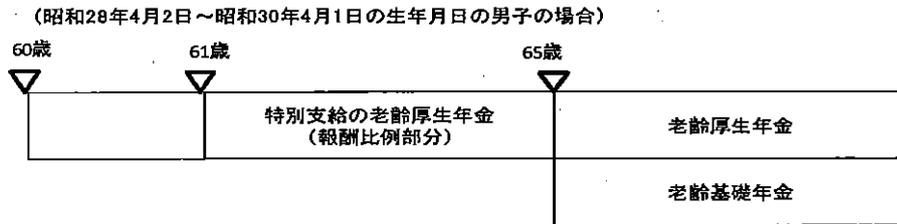
- ご提出時期
厚生年金保険の加入期間が1年未満の方は、65歳(誕生日の前日)以降に請求書をご提出ください(事前の受付はできませんので、ご了承ください)。
- 添付書類
年金を受け取る日以降に発行された戸籍抄本または住民票の写し(コピー不可)。ただし、◎欄に住民票コードを記入した場合は添付を省略できます。

年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）の送付について

平成 12 年の法律改正により特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が 61 歳以降になる方に、現時点での加入期間と年金見込額をお知らせする「年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）」を平成 25 年 2 月 18 日からお送りします。

1. 年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）の概要

平成 12 年の法律改正により、昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた男子の方から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が 61 歳以降に順次引き上げられることになりましたので、原則、60 歳に到達する 3 カ月前に①現時点での加入記録②年金見込額をお知らせします。



2. 年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）をお送りする方

昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた男子の方から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が 61 歳以降に順次引き上げられる次の方にお送りします。

- ・老齢基礎年金の受給資格があり特別支給の老齢厚生年金の受給権がある方
(厚生年金保険の被保険者期間が 12 月以上の方)

3. 年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）の様式について

「老齢年金のお知らせ」の様式は次のとおりです。



お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!
 ☎0570-05-1166
 ☎03-6700-1165

「ねんきんダイヤル」を通じてみませんか?
 ○国民年金加入者へ
 ○国民年金の任意加入について
 ○厚生年金加入者へ
 ○国民年金の任意加入について

【国民年金の任意加入について】
 国民年金で、60歳での加入が希望される方も、任意加入の期間がある場合、任意の老齢基礎年金を受け取れます。任意加入期間に定額1万円、60歳から65歳まで分納、納付年数も任意で任意加入することが可能です。お近くの年金事務所や自治体の指定窓口にご相談ください。お申し込みの際は、任意加入の届出書が必要です。

【国民年金の任意加入について】
 国民年金で、60歳での加入が希望される方も、任意加入の期間がある場合、任意の老齢基礎年金を受け取れます。任意加入期間に定額1万円、60歳から65歳まで分納、納付年数も任意で任意加入することが可能です。お近くの年金事務所や自治体の指定窓口にご相談ください。お申し込みの際は、任意加入の届出書が必要です。

【国民年金の任意加入について】
 国民年金で、60歳での加入が希望される方も、任意加入の期間がある場合、任意の老齢基礎年金を受け取れます。任意加入期間に定額1万円、60歳から65歳まで分納、納付年数も任意で任意加入することが可能です。お近くの年金事務所や自治体の指定窓口にご相談ください。お申し込みの際は、任意加入の届出書が必要です。

※老齢厚生年金は原則として、「受給開始年齢」から受け取れますが、「受給開始年齢」になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰上げて年金を受け取れます。

繰上げて年金を受け取る場合の主な注意点は次のとおりです。

○年金額は、生涯にわたって減額されます。

○老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求することになります。一方のみ繰上げすることはできません。

繰上げて年金を受け取ることを希望する場合は、年金見込額や手続き方法等を含め、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターでご相談ください。

年金事務所の皆様へ

「平成 25 年公的年金加入状況等調査」は、国民年金法第 109 条の 10 の規定に基づき、厚生労働省年金局から調査事務の委託を受け、日本年金機構が一部の事務を実施するものです。本年はその調査の実施年にあたります。

◎ 公的年金加入状況等調査の目的

公的年金の加入状況・受給状況、就業状況、世帯の状況及び公的年金に関する周知度等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を把握することにより、年金事業の運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的としています。

◎ 調査期間

平成 25 年 10 月 28 日（月）～平成 25 年 11 月 21 日（木）

◎ 年金事務所で行う主な事務（カッコ内は目途）

- 調査員の選定、委嘱契約（3 月上旬～9 月下旬）
- 調査説明会の会場確保（4 月～6 月）
- 地区要図、単位区分世帯名簿の取得（7 月）
- 調査関係書類の受領、理解（10 月初旬～10 月中旬）
- 調査説明会の準備、開催（10 月中旬～10 月下旬）
- 調査実施期間中の調査員への対応（10 月下旬～11 月下旬）
- 調査員からの調査関係書類の受領、整理、確認、調査結果総括表作成及び機構本部への提出（調査終了後～12 月中旬）

※ 各事務の詳細については、別途、適切な時期に指示依頼文書を発出します。

◎ 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法で行います。

◎ 年金事務所による調査員の選定・委嘱契約期間

3 月上旬～9 月下旬目途

（平成 25 年 7、8 月頃の総務省統計局からの認可が下りるまで仮契約となります。）

◎ 調査員の選定について

調査員の選定に当たっては、下記調査員を中心に、適切な人を選定してください。

- 平成 25 年国民生活基礎調査の調査員

- 自治体が実施した統計調査の調査員
- 前回の公的年金加入状況等調査の調査員
- 年金委員、国民年金推進委員
- 元社会保険事務所、日本年金機構の元事務経験者
- 社会保険労務士

※ 3月上旬頃調査員の選定、委嘱契約に関する指示依頼文書を発出します。

◎ 調査員の謝金額（交通費、写真代込）

回収した調査票、担当した調査地区数により変動しますが、一般的に3万円～5万円程度となります。

事務の実施、調査員の確保等でご不明の点は、下記まで問い合わせ願います。

日本年金機構 本部 事業企画部門 事業企画部 事業統計G
担当 竹内 若王子
Tel: [REDACTED]
Mail: [REDACTED]

2. 金融機関の新設・店舗名称変更等について

【年金給付部 給付企画グループ】

○【情報提供】金融機関の新設

(平成 24 年 12 月 28 日 給付情 2012-175)

金融機関の新設【住信 SBI ネット銀行】(平成 25 年 2 月 15 日支払から開始)について、お知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 1 月 9 日 給付情 2013-2)

金融機関の店舗名称変更等(平成 25 年 2 月 15 日支払から変更)について、お知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 2 月 6 日 給付情 2013-11)

金融機関の店舗名称変更等(平成 25 年 3 月 15 日支払から変更)について、お知らせしたものです。

| 文書区分 | | |
|------|-----|----|
| 重要度高 | 要報告 | 緊急 |
| | | |

平成 24 年 12 月 28 日
 給付情 2012-175
 国年情 2012-206
 厚年情 2012-207

金融機関の新設（情報提供）

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | | 事務センター | | | | | 年金事務所 | | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 各部(全) | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚年G(総務) | 厚年G(厚年) | 国年G | 年給G | 記録G | 突合G | 適用課(総務) | 適用課(厚年) | 徴収課 | 国年課 | 記録課 | 相談室 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 情報提供先 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 |
|-------|--------|------|------|------|
| | ✓ | | | |

本部関係部

基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の新設についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 新設となる金融機関・店舗名（別紙）は、平成25年2月15日支払から追加となります。
2. 業務スケジュールにつきましては、別紙のとおりです。
3. 国民年金保険料、厚生年金保険料等につきましては、金融機関の新設時、歳入代理店等になっていないため、口座振替の取り扱いは行っておりません。
4. 上記保険料等につきまして、歳入代理店等となり、口座振替を取り扱うこととなった場合、別途、国民年金部、厚生年金保険部より情報提供を行います。

照会先（年金給付に関すること）

年金給付部
 給付企画G 馬場（秀一）、上林
 連絡先 []（直通）

（国民年金保険料に関すること）

国民年金部
 収納企画指導G 寺谷
 連絡先 []（直通）

（厚生年金保険料等に関すること）

厚生年金保険部
 徴収企画指導G 幸松
 連絡先 []（直通）

[別紙]

○金融機関の新設に関する業務スケジュール

- 1) 裁定処理 平成25年1月24日裁定分から
(オンラインは平成25年1月15日入力分から)
- 2) 支払処理 平成25年2月定期支払分から
- 3) 諸変更処理 平成25年1月15日入力分から

| | 平成25年1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------|-----------|------|------|
| 新規裁定入力開始日 | (15)-(18) | | |
| 新規裁定原簿の画面照写開始日 | | (4) | |
| 支払日 | | (15) | (15) |
| 諸変更入力開始日 (諸変更取消・締切日) | (15)-(21) | (19) | |

○金融機関名・店舗一覧

| (新) | | | | |
|----------------------------|------|-------|--------|-----|
| 金融機関名/コード | 店舗名 | 店舗コード | 店舗(カナ) | |
| 住信SBIネット銀行 スミシィスピーアイネット | 0038 | イチゴ支店 | 101 | イチゴ |
| | | ブドウ支店 | 102 | ブドウ |
| | | ミカン支店 | 103 | ミカン |
| | | レモン支店 | 104 | レモン |
| | | リンゴ支店 | 105 | リンゴ |

平成 25 年 1 月 9 日

給付情 2013-2

| 文書区分 | | |
|------|-----|----|
| 重要度高 | 要報告 | 緊急 |
| | | |

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | | 事務センター | | | | | 年金事務所 | | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 各部（全） | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚年G（総務） | 厚年G（厚年） | 国年G | 年給G | 記録G | 突合G | 適用課（総務） | 適用課（厚年） | 徴収課 | 国年課 | 記録課 | 相談室 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | |
|-------|--------|------|------|------|
| 情報提供先 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 |
| | ✓ | | | |

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成 25 年 2 月 15 日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙を参照願います。

照会先
 本部年金給付部 給付企画G
 担当 馬場（秀一）、上林
 連絡先
 （直通）
 [REDACTED]

銀行・信金

| 金融機関名コード | 旧店舗名称 | 新店舗名称 | 実施時期(年月日) |
|------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| 0009 三井住友銀行 | ヤチヨミ'リカ'カ 八千代緑が丘出張所 | ヤチヨミ'リカ'カ 八千代緑が丘 | 平成24年12月17日 |
| 0522 京葉銀行 | ヤチヨ 八千代 | ヤチヨチユウオウ 八千代中央 | 平成24年12月17日 |
| 0544 中京銀行 | オケハザ'マ 桶狭間出張所 | オケハザ'マ 桶狭間 | 平成24年12月5日 |
| 0544 中京銀行 | シンホ' 振甫出張所 | シンホ' 振甫 | 平成24年12月3日 |
| 0585 長崎銀行 | ミ 三倉 | アリアケ 有明 | 平成24年12月17日 |
| 0596 沖縄海邦銀行 | ヒガシ ひがし出張所 | ヨナバル 与那原 | 平成24年12月14日 |
| 1703 倉吉信用金庫 | ニシ 西 | ウツ'キ うつぶき | 平成24年12月17日 |
| 2122 真岡信用組合 | タイマチ 台町 | ナカタ 長田 | 平成24年12月17日 |
| 0009 三井住友銀行 | | ムサンウラ 武蔵浦和 | 平成24年12月3日 新設 |
| 0126 東邦銀行 | | ヤツヤマダ' 八山田 | 平成24年11月27日 新設 |
| 0155 百五銀行 | | フジ'カ'カ 藤が丘 | 平成24年12月3日 新設 |
| 0167 山陰合同銀行 | | ニシ'バ'ヤ 西宮 | 平成24年12月3日 新設 |
| 1022 留萌信用金庫 | | ツキサム 月寒 | 平成24年12月10日 新設 |
| 1559 豊田信用金庫 | | ミカワ'アン'ヨウ 三河安城 | 平成24年12月3日 新設 |
| 1636 大阪商工信用金庫 | | ウメダ' 梅田 | 平成24年12月3日 新設 |
| 0149 静岡銀行 | | サナル'ダイ 佐鳴台 | 平成25年1月17日 新設 |
| 0158 京都銀行 | | サカイ'キ'タ'ハ'ナ'ダ' 堺北花田 | 平成25年1月21日 新設 |

農協

| 農協名コード | 旧店舗名称 | 新店舗名称 | 実施時期(年月日) |
|---------------|------------|--------------------|-------------|
| 5222 甲府市農協 | イイダ' 飯田 | アルプ'ス'オリ アルプス通り | 平成24年11月26日 |
| 5222 甲府市農協 | ウカワ 買川 | アルプ'ス'オリ アルプス通り | 平成24年11月26日 |
| 5222 甲府市農協 | イケダ' 池田 | アルプ'ス'オリ アルプス通り | 平成24年11月26日 |
| 5222 甲府市農協 | ホンショ 本所 | ホンテン 本店 | 平成24年11月22日 |

平成 25 年 2 月 6 日

給付情 2013-11

| 文書区分 | | |
|------|-----|----|
| 重要度高 | 要報告 | 緊急 |
| | | |

金融機関の店舗名称変更等 (情報提供)

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | | 事務センター | | | | | 年金事務所 | | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 各部(全) | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚年G(総務) | 厚年G(厚年) | 国年G | 年給G | 配録G | 突合G | 適用課(総務) | 適用課(厚年) | 徴収課 | 国年課 | 記録課 | 相談室 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------|-------------------------------------|------|------|------|
| 情報提供先 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | | | |

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント (内容)

1. 平成 25 年 3 月 15 日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画 G
 本部担当 馬場 (秀一)、上林
 連絡先 (直通) XXXXXXXXXX

銀行・信金

【別紙】

| 金融機関名コード | 旧店舗名称 | 新店舗名称 | 実施時期(年月日) |
|------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 0304 野村信託銀行 | コウジマチ 麹町 | ホンテンエイキョウゼロハチ 本店営業08 | 平成25年1月4日 |
| 0304 野村信託銀行 | シンヨコハマ 新横浜 | ヨコハマ 横浜 | 平成25年1月4日 |
| 0569 もみじ銀行 | クカイガントオリ 呉海岸通 | クチユウオウ 呉中央 | 平成25年1月15日 |
| 0569 もみじ銀行 | ヨシウラ 吉浦出張所 | ヨシウラ 吉浦 | 平成25年1月15日 |
| 2470 岐阜商工信用組合 | オオガキキタ 大垣北 | オオガキ 大垣 | 平成25年1月15日 |
| 0146 北國銀行 | チノ 千代野出張所 | マツウキタ 松任北 | 平成25年1月21日 |
| 1013 渡島信用金庫 | サワラ 砂原 | ホンテン 本店営業部 | 平成25年1月21日 |
| 1602 滋賀中央信用金庫 | ハチマンニシ 八幡西 | ハチマンニシ 八幡西出張所 | 平成25年1月21日 |
| 2616 淡陽信用組合 | エナミ 榎列 | イ 市 | 平成25年1月21日 |
| 0133 武蔵野銀行 | | ヨシカワ 吉川 | 平成25年1月23日 新設 |
| 0175 四国銀行 | | シコチユウオウ 四国中央 | 平成25年1月23日 新設 |
| 0146 北國銀行 | | ウオツ 魚津 | 平成25年1月28日 新設 |
| 0131 筑波銀行 | | マナベ 真鍋 | 平成25年1月29日 新設 |
| 1556 知多信用金庫 | | アリマツ 有松 | 平成25年2月1日 新設 |

農協等

| 農協名コード | 旧店舗名称 | 新店舗名称 | 実施時期(年月日) |
|------------------|------------|--------------|------------|
| 5631 にいがた南蒲農協 | イママチ 今町 | ミツケニシ 見附西 | 平成25年1月15日 |
| 5631 にいがた南蒲農協 | ニイガタ 新潟 | ミツケニシ 見附西 | 平成25年1月15日 |
| 6853 越前たけふ農協 | ナンプ 南部 | オウシオ 王子保 | 平成25年1月15日 |
| 9468 石川県信漁連 | オキ 小木 | ホンテン 本店 | 平成25年1月15日 |
| 9468 石川県信漁連 | カナザワ 金沢 | ホンテン 本店 | 平成25年1月15日 |
| 9468 石川県信漁連 | スズ 珠洲 | ホンテン 本店 | 平成25年1月15日 |
| 9468 石川県信漁連 | トキ 富来 | ホンテン 本店 | 平成25年1月15日 |
| 9468 石川県信漁連 | ワジマ 輪島 | ホンテン 本店 | 平成25年1月15日 |

3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ポスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理

（平成 24 年 11 月 14 日 総務指 2012-32 経企指 2012-65）

本部から年金事務所等に掲示をお願いしている掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うこととしたところをお伝えしているところです。

今回は、平成 25 年 1 月 31 日現在の「掲示物管理台帳」を参考までに掲載いたします。

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年1月31日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年1月31日現在）
 ※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

| 担当部署 | 掲示物名 | 掲示開始年月 | 掲示終了期限 | 指示・依頼 | 更新年月 | 優先順位と掲示枚数 | | | サイズ | 管理欄(平成24年12月1日～) | |
|------------------------------|--|-------------|-------------|---|------|-----------|-----|-----|------|------------------|----------|
| | | | | | | 必須 | 優先※ | 任意※ | | 受領日 | 管理番号 |
| 経営企画部 | 船員保険(労災相当分)の請求先変更等に関する周知協力 | 2010年3月23日 | - | 平成22年3月23日 経企指2010-16 | | | 1 | | A3 | | |
| | 移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について | 2011年12月15日 | - | 平成23年12月15日 経企指2011-97 | | | 1 | | A3 | | |
| | 悪質な投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 →北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部 及び両ブロック本部管内各年金事務所 | 2012年12月15日 | 2013年3月31日 | 平成24年12月14日 経企指2012-70 | | | | 1 | A2 | 2012年12月14日 | 2012-002 |
| リスク・コンプライアンス部 | 暴力団排除宣言ステッカー等の掲示 | 2010年6月1日 | - | 平成22年5月21日 リコ指2010-59 | | 1 | | | 不明 | | |
| | 暴力団排除宣言ステッカー等の掲示に関する補足 | 2011年4月1日 | - | 平成23年4月1日 リコ指2011-71 | | | | | | | |
| | 「法令等違反通報窓口」のご案内 | 2010年6月1日 | - | 平成22年6月1日 リコ指2010-67 | | 1 | | | A3 | | |
| | 「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え | 2011年3月7日 | - | 平成23年3月7日 リコ指2011-40 | | | | | | | |
| 総務部 | 日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号) | 2010年1月1日 | - | 日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項 | | 1 | | | A2 | | |
| | 個人情報保護10か条 | 2010年1月1日 | - | 日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項 | | 1 | | | A3 | | |
| | 日本鉄道共済組合からの協力依頼(情報提供) | 2011年11月21日 | - | 平成23年11月21日 総務指2011-25 | | | | 1 | A3 | | |
| | 軽装(クールビズ)励行期間の実施について | 2011年5月2日 | 2011年10月31日 | 平成23年4月28日 総務指2011-17 | | | | | 指定なし | | |
| | | 2012年5月1日 | 2012年10月31日 | 平成24年4月25日 総務指2012-12 | | | | | | | |
| | 軽装(スーパークールビズ)励行期間の実施 | 2012年6月11日 | 2012年10月31日 | 平成24年6月11日 総務指2012-15 | | | | | | | |
| | | 2011年8月17日 | 2012年3月31日 | 平成23年8月2日 総務指2011-18 | | | | | | | |
| 福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター) | | 2011年11月1日 | 2012年3月31日 | 平成23年10月25日 総務指2011-24 | | | | | | | |
| | | 2012年4月2日 | 2013年3月31日 | 平成24年7月5日 総務指2012-13 | | | 1 | | A3 | | |
| 財務部 | 年金事務所等の車イスの配備等 | 2010年6月24日 | - | 平成22年6月24日 財務指2010-61 | | 1 | | | A3 | | |
| 人事管理部 | 日本年金機構平成24年度正規職員募集 | 2010年12月14日 | 2011年3月7日 | 平成22年12月14日 人管指2010-149 平成23年3月7日 人管指2011-16 | | | | | | | |
| | 平成23年9月准職員募集 | 2011年5月19日 | 2011年6月17日 | 人管指2011-72 | | | | | | | |
| | 平成23年10月准職員募集 | 2011年5月21日 | 2011年7月12日 | 人管指2011-85 | | | | | | | |
| | 平成25年4月採用准職員の募集等の対応 | 2012年12月17日 | 2013年1月15日 | 人管指2012-123 | | | | 1 | A3 | 2012年12月19日 | 2012-003 |
| | 平成26年度新卒正規職員採用に係る学生等の年金事務所見学等 | 2012年12月19日 | 2013年4月19日 | 人管指2012-124 | | 1 | | | B3 | 2012年12月19日 | 2012-004 |
| 労務管理部 | 全国労働衛生週間における取組み | 2011年10月1日 | 2011年10月7日 | 平成23年9月22日 労管指2011-90 | | | | | | | |
| 事業企画部 | 「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります | 2010年4月30日 | - | 平成22年04月30日 専企指2010-36 | | 1 | | | A2 | | |
| | 「社労士会復興支援ホットライン」の周知に係るポスター | 2011年4月18日 | 2011年9月30日 | 平成23年4月14日 専企指2011-37 | | | | | | | |
| | 中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼 | 2011年11月30日 | 2012年12月31日 | 平成23年11月30日 専企指2011-119 | | | | | A2 | | |
| サービス推進部 | | 2010年1月4日 | - | 平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について | | | | | | | |
| | お客様へのお約束10か条 | 2010年3月2日 | - | 平成22年03月02日 サ推指2010-26 | | 2 | | | A1 | | |
| | | 2010年4月23日 | - | 平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38 | | | | | | | |

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年1月31日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年1月31日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認ください。

| 担当部署 | 掲示物名 | 掲示開始年月 | 掲示終了期限 | 指示-依頼 | 更新年月 | 優先順位と掲示枚数 | | | サイズ | 管理欄（平成24年12月1日～） | |
|--|---|-------------|-------------------------------------|--|------|-----------|-----|--------|-------------|------------------|------|
| | | | | | | 必須 | 優先※ | 任意※ | | 受領日 | 管理番号 |
| サービス推進部 | | 2012年3月22日 | - | 平成24年3月22日 サ推指2012-10 | | / | / | / | | | |
| | 年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示(お客様へのお約束10カ条に添付) | 2010年6月3日 | - | 平成22年6月3日 サ推指2010-59 | | [2] | | | A1 | | |
| | ご意見箱の設置についてのお知らせ | 2010年4月23日 | - | 平成22年03月02日 サ推指2010-26 | | 1 | | | A2 | | |
| | | 2010年4月23日 | - | 平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38 | | / | / | / | | | |
| | 「わたしと年金」エッセイ募集用ポスター | 2011年6月20日 | 2011年9月30日 | 平成23年6月17日 サ推指2011-26 | | / | / | / | | | |
| | | 2012年6月1日 | 2012年9月30日 | 平成24年5月24日 サ推指2012-20 | | / | / | / | | | |
| 平成24年度お客様満足度アンケートの実施 | 2012年1月4日～1月25日までの連続する5営業日 | | サ推指2012-55 | | 1 | 1 | 3 | A3又はA4 | 2012年11月29日 | 2012-001 | |
| 年金相談部 | 私の履歴整理表の活用についてのお知らせ | 2010年4月23日 | - | 平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38 | | 1 | | | A2 | | |
| | 年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ | 2010年4月23日 | - | 平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38 | | 2 | | | A3 | | |
| | 電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ | 2010年4月23日 | - | 平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38 | | 1 | | | A3 | | |
| | | 2012年4月25日 | | 平成24年04月25日 年相指2012-56 | | / | / | / | A3 | | |
| 記録問題対策部 | 年金額(年額)の増額(累積)グラフ | 2010年1月29日 | 毎週月曜日 | 平成22年01月29日 記対指2010-12 | | / | / | / | A2 | | |
| | | 2012年4月18日 | → 月次 | 平成24年04月18日 記対指2012-41 | | 1 | | | A2 | | |
| | 未統合記録5,095万件の解明状況 | 2010年1月29日 | 3か月毎 | 平成22年01月29日 記対指2010-12 | | / | / | / | A2 | | |
| | | 2012年4月18日 | 3か月毎 | 平成24年04月18日 記対指2012-41 | | 1 | | | A2 | | |
| | ねんきんネット周知ポスター | 2011年3月1日 | 2011年9月30日 | 平成23年3月1日 記対指2011-26 | | / | / | / | | | |
| | 「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進 | 2011年11月17日 | - | 平成23年11月17日 記対指2011-108 | | 1 | | | A3 | | |
| | 「ねんきんネット」3次リリースの実施 | 2012年3月26日 | - | 平成24年3月26日 記対指2012-25 | | 1 | | | A3 | | |
| | 「ねんきんネット」4次リリースについて※リーフレットのみ | 2013年1月31日 | - | 平成25年1月18日 事企指2013-4、記管指2013-1 | | / | / | / | | | |
| 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その② | 2012年11月21日 | - | 平成24年11月21日 記対指2012-125、事企指2012-109 | | / | / | / | A2 | | | |
| 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その⑥ | 2013年1月31日 | - | 平成25年1月21日 記対指2013-7、事企指2013-3 | | 1 | 1 | | A2 | 2013年1月18日 | 2013-001 | |
| 品質管理部 | 現金詐取の注意喚起 | 2010年9月10日 | 2012年5月31日 | 平成22年09月10日 品質指2010-43、 リコ指2010-5、広報指2010-7 | | / | / | / | | | |
| | 現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起 | 2012年5月23日 | - | 平成23年5月23日 品質指2012-48、 リコ指2012-17、広報指2012-4 | | | | 1 | A3 | | |
| 品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部 | 国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の掲示等 | 2011年4月1日 | 2012年4月30日 | 平成23年4月1日 品質指2011-46 | | / | / | / | | | |
| 厚生年金保険部 | 平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供) | 2012年2月15日 | - | 平成24年2月15日 厚年指2012-23 | | | 1 | | A3 | | |

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年1月31日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年1月31日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

| 担当部署 | 掲示物名 | 掲示開始年月 | 掲示終了期限 | 指示・依頼 | 更新年月 | 優先順位と掲示枚数 | | | サイズ | 管理欄(平成24年12月1日～) | |
|----------------------------------|---|-------------|------------|---|------|-----------|-----|-----|-----|------------------|------|
| | | | | | | 必須 | 優先※ | 任意※ | | 受領日 | 管理番号 |
| 国民年金部 | 年末年始の保険料電子納付について(お知らせ) | 2010年12月1日 | 2011年1月4日 | 平成22年12月17日 国年指2010-510 | | | | | | | |
| | 国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付 | 2012年8月7日 | 2015年9月30日 | 平成24年7月27日 国年指2012-268 | | 1 | | | A2 | | |
| | 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勸奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勸奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備② | 2012年10月1日 | - | 平成24年9月20日 国年指2012-341 | | 1 | | | A3 | | |
| | | 2013年1月23日 | - | 平成25年1月23日 国年指2013-33 | | | | | | | |
| 国民年金部 | 学生・卒業生等への学生納付特別勸奨用ポスターの配付 | 2012年10月31日 | - | 平成24年10月23日 国年指2012-391 | | 1 | | | A2 | | |
| 国民年金部 事業企画部 給付指導部 年金相談部 | 年金確保支援法のQ&A等の差し替え | 2012年1月31日 | - | 平成24年1月31日 国年指2012-21、事企指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7 | | 1 | | | A3 | | |
| 年金給付部 | 遅延特別加算金法周知のためのパンフレットについて | 2010年4月28日 | - | 平成22年4月28日 給付指2010-80 | | | 1 | | A3 | | |
| | 退職一時金返還に係るポスター等の配布 | 2010年10月19日 | - | 平成22年10月19日 給付指2010-201 | | | 1 | | A3 | | |
| | 「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター | 2010年10月18日 | 2013年3月31日 | 平成22年10月18日 給付指2010-200 | | | 1 | | A2 | | |
| | 障害年金加算改善法周知用ポスター | 2011年4月15日 | 2012年3月31日 | 平成23年4月15日 給付指2011-114 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | 24 | 8 | 8 | | |

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 